

資 料 編

1. 市の概要	81
2. 公害測定機器	82
3. 大気汚染	83
4. 悪臭	96
5. 水質汚濁	97
6. 騒音・振動	112
7. 地盤沈下	127
8. 土壌汚染	128
9. ダイオキシン類	131
10. アスベスト	132
11. 廃棄物	134
12. 環境の苦情・陳情	146
13. 環境啓発と学習	147
14. 地球環境	149
15. 生物多様性	151
16. 用語の解説	154

1. 市の概要

(1) 気候

表 1.1.1 気温・湿度の推移（成田局）

年 度	気 温 (°C)			湿 度 (%)
	最 高	最 低	平 均	平 均
平成 17 年度	36.4	-2.4	16.7	62.2
平成 18 年度	38.1	-0.5	17.2	63.4
平成 19 年度	39.0	-1.5	17.1	-
平成 20 年度	37.2	-2.5	16.9	65.4
平成 21 年度	36.1	-1.9	16.6	62.0
平成 22 年度	37.3	-3.5	16.6	59.9
平成 23 年度	36.8	-3.7	16.4	61.4
平成 24 年度	36.6	-2.1	16.2	61.0
平成 25 年度	37.9	-1.9	16.6	60.3
平成 26 年度	36.6	-1.2	16.2	58.8

表 1.1.2 月別気温・湿度（成田局）

月	気 温 (°C)			湿 度 (%)
	最 高	最 低	平 均	平 均
4 月	25.8	3.2	14.4	52.2
5 月	31.9	8.9	19.6	56.7
6 月	34.1	16.7	23.6	66.8
7 月	36.6	19.6	27.2	67.0
8 月	34.7	20.1	27.2	64.7
9 月	32.1	15.1	23.3	57.0
10 月	27.8	7.5	18.9	60.0
11 月	23.0	4.8	13.3	58.5
12 月	15.9	-0.9	5.8	54.9
1 月	14.2	-1.2	5.2	60.0
2 月	15.9	-1.1	6.1	55.3
3 月	23.2	-0.6	9.4	53.7

(2) 人口

表 1.2.1 人口・世帯数等の推移

年	面 積 (km ²)	世帯数	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
昭和 26 年	20.72	7,125	31,887	16,436	15,451	1,539
昭和 30 年	20.72	8,262	38,668	19,082	19,586	1,866
昭和 35 年	20.72	12,011	50,188	24,991	25,197	2,422
昭和 40 年	24.01	31,810	113,576	59,068	54,508	4,730
昭和 45 年	24.01	62,336	206,961	106,430	100,531	8,623
昭和 50 年	24.01	79,835	254,311	129,285	125,026	10,596
昭和 55 年	24.01	83,701	255,859	129,369	126,490	10,661
昭和 60 年	24.01	85,369	258,228	130,254	127,974	10,760
平成 2 年	24.73	88,396	256,524	128,553	127,971	10,373
平成 7 年	24.73	94,345	258,443	129,136	129,307	10,451
平成 12 年	24.73	95,313	250,806	123,918	126,888	10,142
平成 17 年	24.73	95,896	241,816	118,593	123,223	9,778
平成 22 年	24.73	99,178	238,204	116,132	122,072	9,632
平成 26 年	24.73	108,474	240,829	117,197	123,632	9,738

資料：寝屋川市統計書・国勢調査

(3) 産業

表 1.3.1 事業所数等の推移

年 度	事業所数 (社)	従業者数 (人)	製品出荷額 (万円)
平成 21 年度	323	8,786	16,414,891
平成 22 年度	285	8,848	17,708,344
平成 23 年度	298	8,474	18,980,263
平成 24 年度	273	8,413	17,560,754
平成 25 年度	256	8,116	17,480,233

資料：工業統計調査（大阪府集計）

平成 25 年経済センサスー活動調査（総務省・経済産業省）

2. 公害測定機器

表 2.1.1 公害測定機器一覧

分類	測定項目	測定機器
騒音・振動関係	騒音	リオン NA-20, NL-21
	振動	リオン VM-52
大気関係	SO ₂	DKK GRH-76M
	NO _x	東亜DKK GLN-354
	CO	紀本電子工業 CA-650
	O _x	DKK GUX-153
	SPM	紀本電子工業 SPM-613
	気温・湿度・風向・風速	NEI ARP-9800
	吸光度（NO ₂ 簡易測定）	日立製作所 U-5100
水質関係	pH	堀場製作所 D-51
	溶存酸素	堀場製作所 D-55
水道関係	pH	堀場製作所 D-51
	残留塩素	HACH HACH2470
第二京阪道路関係	NO _x	堀場製作所 APNA-3700
	SPM	堀場製作所 APDA-3700
	風向・風速	小笠原計器製作所 C-W175
	騒音	リオン NA-36

3. 大気汚染

(1) 環境基準と法・条例の体系図

表 3.1.1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の平均値が 10 ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

【評価方法】

①短期的評価

◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値、1 時間値の 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

②長期的評価

◇二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

◇二酸化窒素

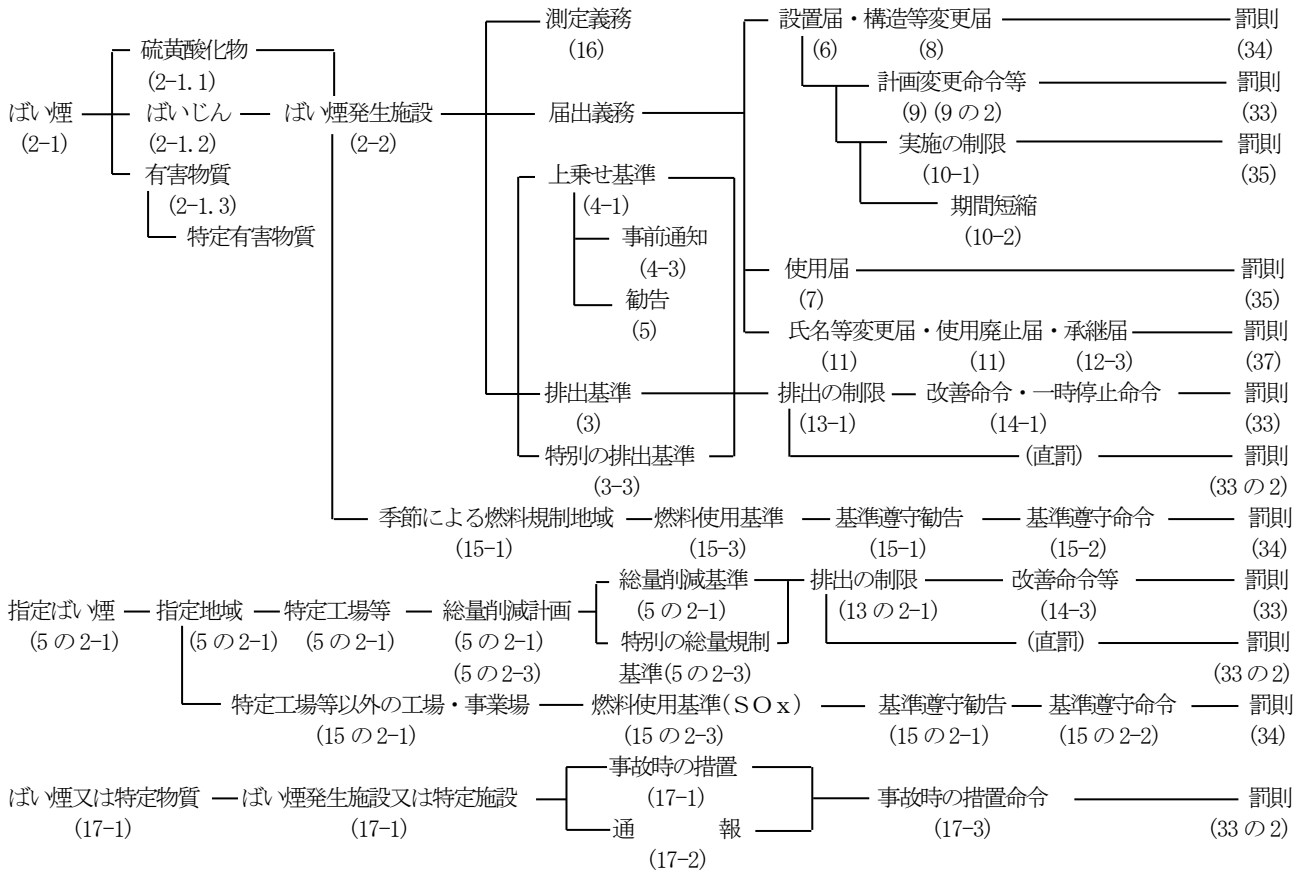
年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値を環境基準と比較して評価する。

◇微小粒子状物質

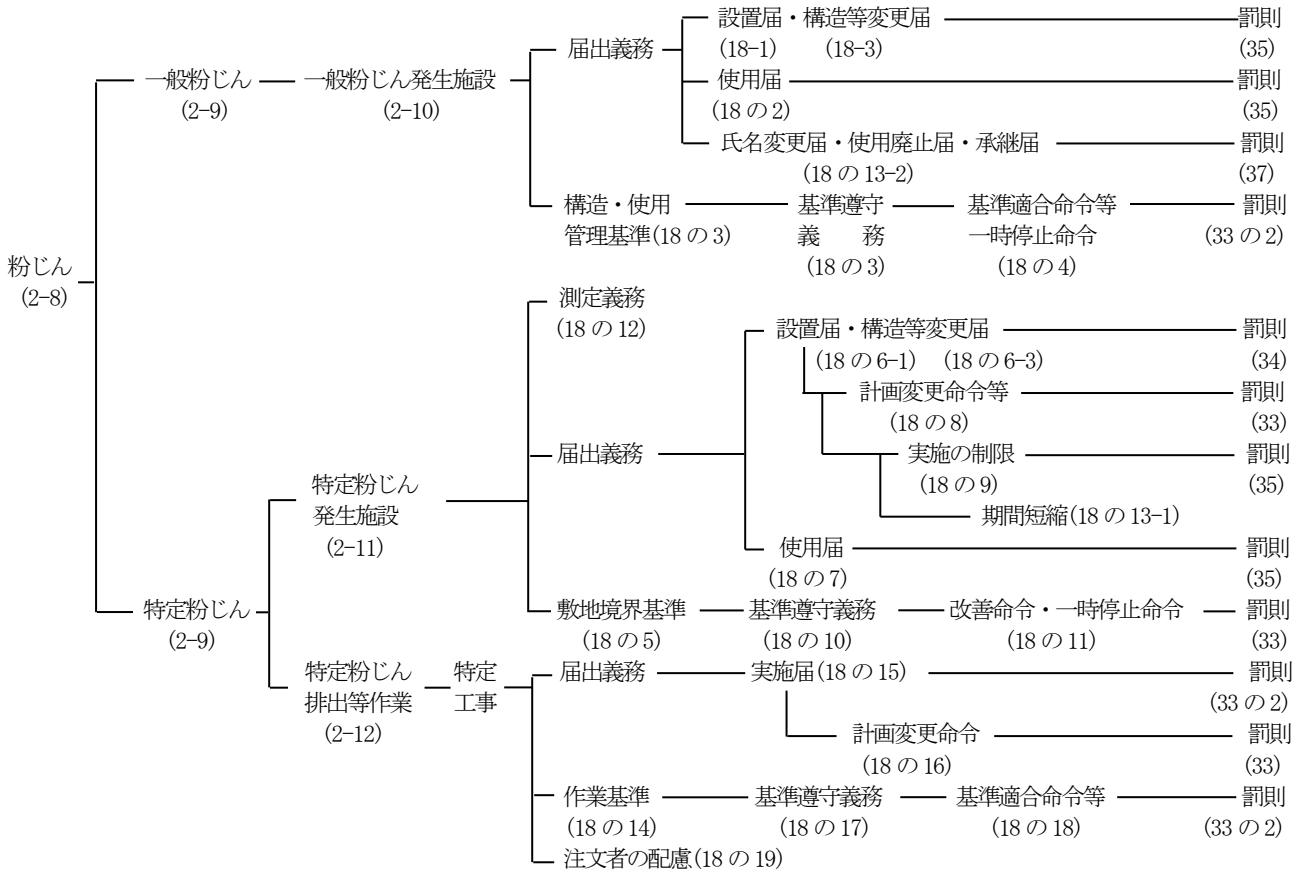
長期基準として 1 年平均値を、また短期基準として年間の 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値を環境基準と比較して評価する。

大気汚染防止法の体系図

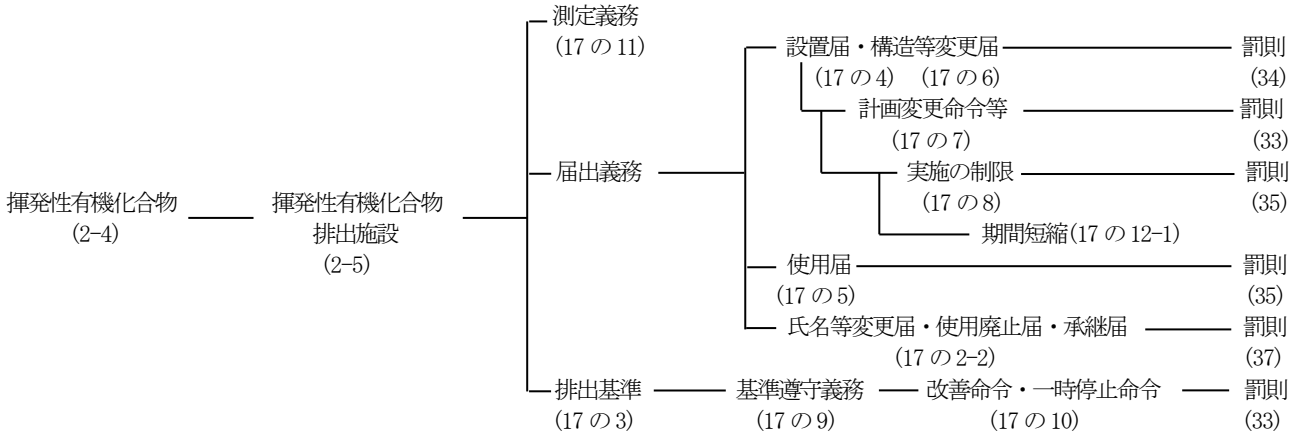
① ばい煙の排出規制等



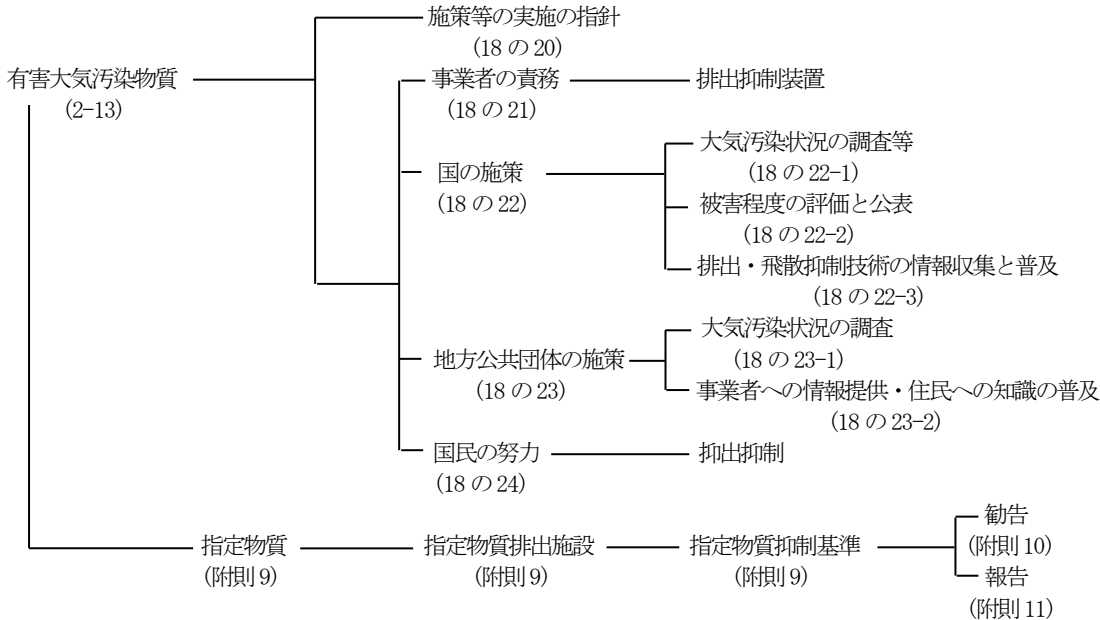
② 粉じんに関する規制等



③ 揮発性有機化合物に関する規制等



④ 有害大気汚染物質対策の推進



⑤ 自動車排出ガスに係る許容限度等(19-20-21)

⑥ 大気の汚染の状況監視等(22-23-24)

⑦ 損害賠償(25)

⑧ 附則(26-28-29-30)

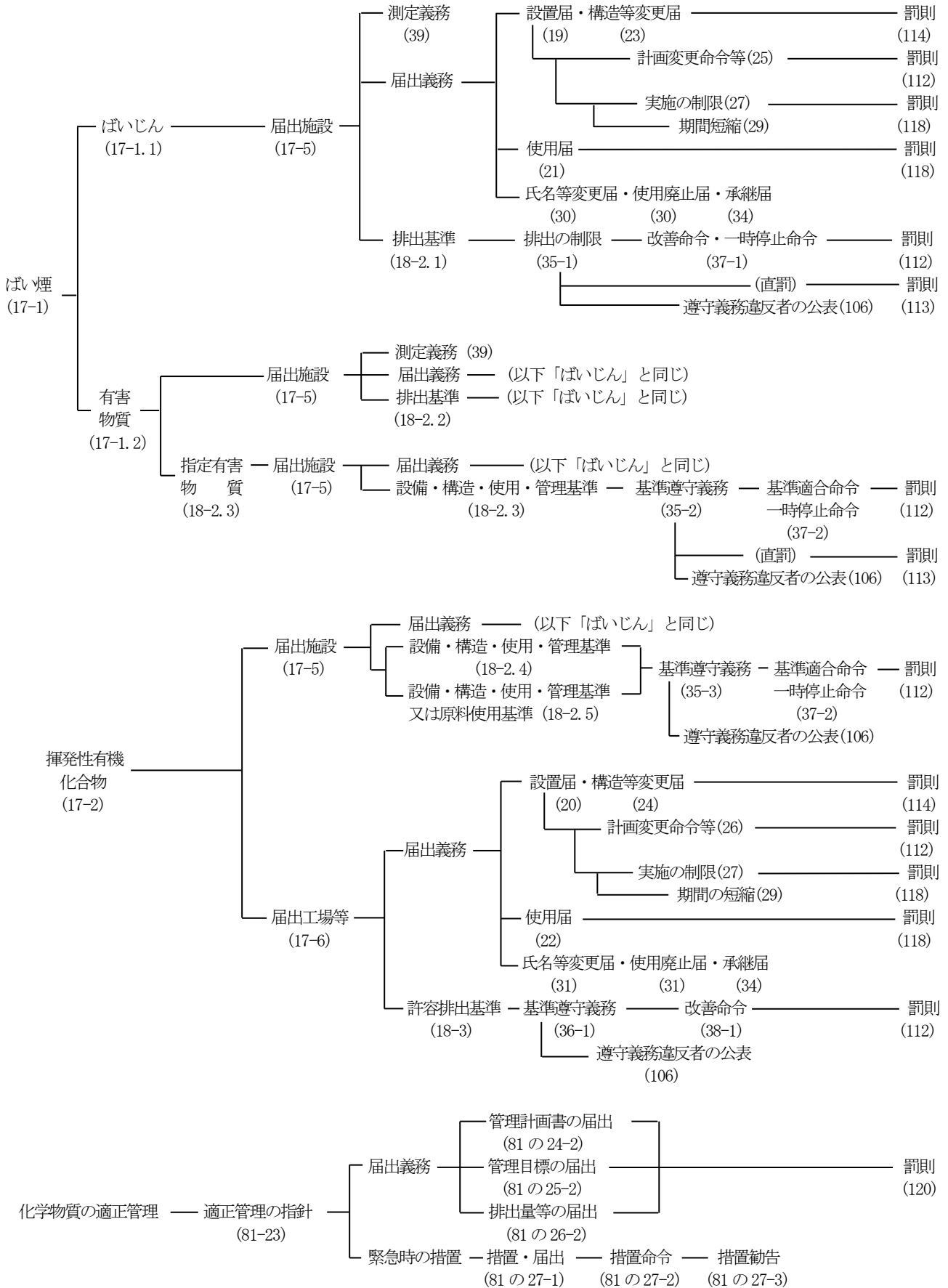
⑨ 適用除外

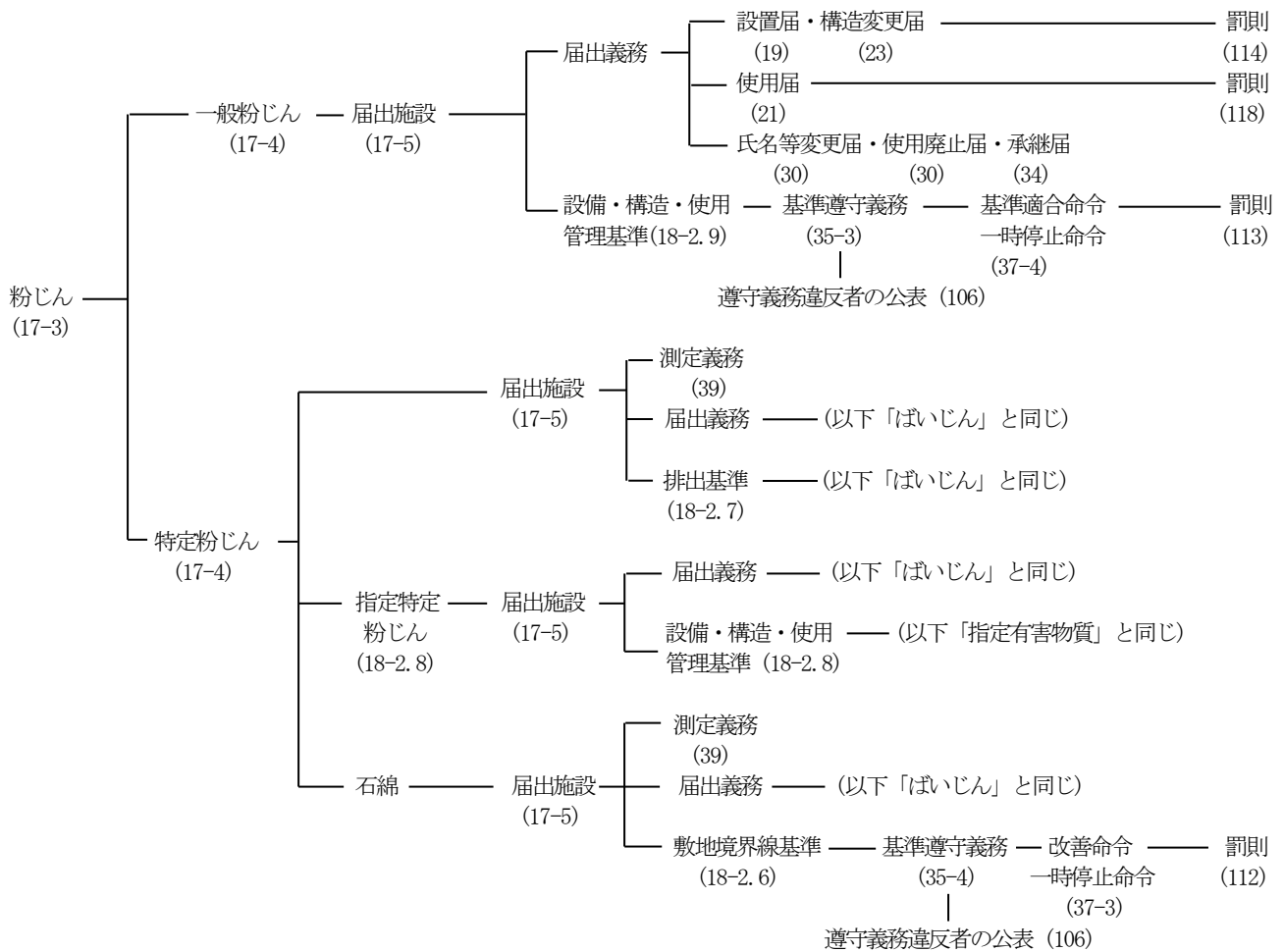
注 () は条項です。
 例えば、2-1.1 は
 第2条第1項第1号を意味します。

	適用除外する規定
放射性物質による大気汚染 (27-1)	全て
鉱山(27-2)	25-1～6を除くすべて。ただし鉱業法(昭和25年法律第299号)の適用があるときは、同法の定めるところによる。
電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する電気工作物(27-2)	6・7・8・9・10・11・12・14-1・14-3・17-2・17-3・18-1・18の2・18の4・18の13-2
ガス事業法(昭和29年法律第51号)に規定するガス工作物(27-2)	ただし、ばい煙発生施設、特定施設及び一般粉じん発生施設に限る。

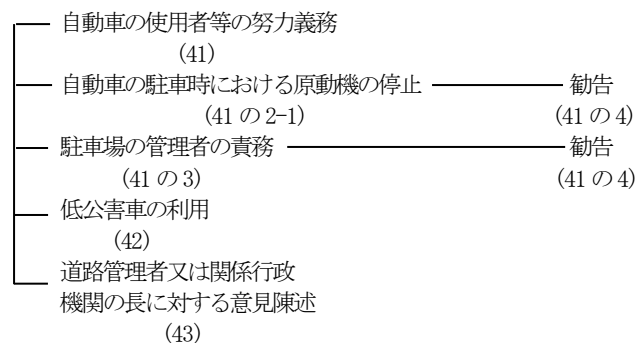
大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気の保全に関する規制等に係る）の体系図

① ばい煙の排出規制等

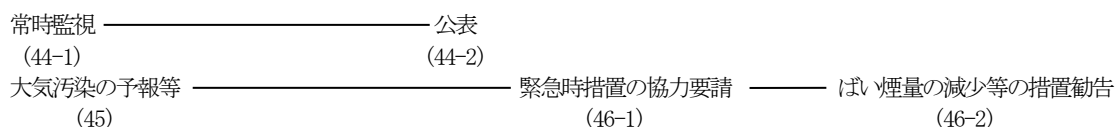




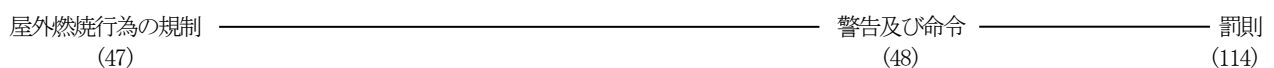
② 自動車排出ガス対策の推進



③ 大気汚染状況の監視等



④ 屋外燃焼行為に関する規則



(2) 大気汚染測定結果

表 3.2.1 大気汚染測定結果の推移

寝屋川市役所局

【二酸化窒素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
平成22年度	357	8516	0.018	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.036	0
平成23年度	319	7671	0.017	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0
平成24年度	357	8523	0.017	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.036	0
平成25年度	361	8534	0.016	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.037	0
平成26年度	362	8553	0.015	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0

【浮遊粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			(有×無○)	(日)
平成22年度	362	8683	0.020	0	0.0	0	0.0	0.106	0.059	○	0
平成23年度	319	7742	0.023	0	0.0	0	0.0	0.130	0.050	○	0
平成24年度	361	8678	0.023	0	0.0	0	0.0	0.105	0.053	○	0
平成25年度	360	8663	0.023	0	0.0	0	0.0	0.104	0.061	○	0
平成26年度	362	8668	0.020	0	0.0	0	0.0	0.081	0.048	○	0

【微小粒子状物質】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 μ g/m ³ を超えた 日数とその割合		98%値評価による
					日数	(%)	日平均値が 35 μ g/m ³ を 超えた日数
	(日)	(時間)	(μ g/m ³)	(μ g/m ³)	(日)	(%)	(日)
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	24	586	15.2	28.5	0	0.0	0
平成24年度	362	8715	14.0	37.4	9	2.5	2
平成25年度	355	8593	14.6	37.7	14	3.9	7
平成26年度	358	8610	13.0	33.3	5	1.4	0

【光化学オキシダント】

年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
				日数	(時間)	日数	(時間)		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
平成22年度	365	5372	0.035	105	609	5	9	0.136	0.054
平成23年度	326	4802	0.030	70	332	2	3	0.137	0.047
平成24年度	365	5392	0.031	78	376	2	3	0.134	0.047
平成25年度	365	5397	0.034	104	572	1	1	0.120	0.051
平成26年度	363	5347	0.032	79	424	0	0	0.113	0.048

成田局

【二酸化窒素】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合	日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間) (%)	(時間) (%)	(日) (%)	(日) (%)	(ppm)	(日)
平成22年度	362	8666	0.015	0.073	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 0.8	0.034	0
平成23年度	364	8683	0.014	0.059	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.032	0
平成24年度	343	8294	0.013	0.064	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.033	0
平成25年度	340	8134	0.014	0.065	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.032	0
平成26年度	363	8653	0.013	0.062	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.029	0

【浮遊粒子状物質】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合	日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間) (%)	(日) (%)			(有×無○)	(日)
平成22年度	363	8694	0.022	0 0.0	0 0.0	0.124	0.055	○	0
平成23年度	362	8676	0.021	0 0.0	2 0.6	0.190	0.042	×	2
平成24年度	354	8585	0.019	0 0.0	0 0.0	0.096	0.052	○	0
平成25年度	360	8650	0.023	0 0.0	0 0.0	0.098	0.056	○	0
平成26年度	364	8729	0.022	0 0.0	0 0.0	0.088	0.046	○	0

【光化学オキシダント】

年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
平成22年度	365	5448	0.034	99	531	0	0	0.115	0.052
平成23年度	366	5462	0.029	68	323	2	3	0.128	0.045
平成24年度	365	5440	0.029	56	234	0	0	0.104	0.043
平成25年度	365	5443	0.031	87	435	0	0	0.114	0.047
平成26年度	360	5368	0.029	49	199	0	0	0.100	0.042

【二酸化硫黄】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			(有×無○)	(日)
平成22年度	363	8708	0.004	0	0.0	0	0.0	0.015	0.007	○	0
平成23年度	366	8746	0.003	0	0.0	0	0.0	0.012	0.006	○	0
平成24年度	354	8564	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.007	○	0
平成25年度	365	8728	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007	○	0
平成26年度	357	8600	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	○	0

【一酸化炭素】

年 度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを超えた 日数とその割合		1時間値が 30ppm以上と なったことがある 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価による 日平均値が 10ppmを 超えた日数
				(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)				
平成22年度	318	7594	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.5	0.6	○	0
平成23年度	363	8695	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.4	0.6	○	0
平成24年度	365	8676	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.3	0.6	○	0
平成25年度	365	8687	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.6	0.7	○	0
平成26年度	365	8687	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.3	0.5	○	0

寝屋南局

【二酸化窒素】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合	日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間) (%)	(時間) (%)	(日) (%)	(日) (%)	(ppm)	(日)
平成22年度	365	8623	0.019	0.076	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 1.9	0.038	0
平成23年度	359	8546	0.020	0.084	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.6	0.037	0
平成24年度	360	8569	0.019	0.078	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.6	0.037	0
平成25年度	363	8620	0.019	0.080	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 1.4	0.039	0
平成26年度	351	8317	0.018	0.074	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.6	0.034	0

【浮遊粒子状物質】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			(有×無○)	(日)
平成22年度	363	8663	0.019	0	0.0	0	0.0	0.106	0.052	○	0
平成23年度	359	8647	0.019	0	0.0	0	0.0	0.105	0.045	○	0
平成24年度	363	8668	0.019	0	0.0	0	0.0	0.090	0.049	○	0
平成25年度	298	7187	0.021	0	0.0	0	0.0	0.091	0.058	○	0
平成26年度	360	8626	0.018	0	0.0	0	0.0	0.075	0.045	○	0

小路局

【二酸化窒素】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合	日平均値の 年間98%値	98%値的評価に よる日平均値が 0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間) (%)	(時間) (%)	(日) (%)	(日) (%)	(ppm)	(日)
平成22年度	364	8621	0.020	0.082	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 1.1	0.037	0
平成23年度	364	8647	0.020	0.064	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.3	0.034	0
平成24年度	364	8632	0.019	0.077	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.5	0.037	0
平成25年度	361	8553	0.019	0.069	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 0.6	0.036	0
平成26年度	363	8602	0.018	0.075	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.032	0

【浮遊粒子状物質】

年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m3を超えた 時間数とその割合	日平均値が 0.10mg/m3を超えた 日数とその割合	1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価における 日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数
				(時間) (%)	(日) (%)			(有×無○)	(日)
平成22年度	363	8664	0.020	0 0.0	0 0.0	0.117	0.053	○	0
平成23年度	359	8660	0.019	0 0.0	0 0.0	0.112	0.042	○	0
平成24年度	363	8668	0.019	0 0.0	0 0.0	0.096	0.048	○	0
平成25年度	363	8672	0.023	0 0.0	0 0.0	0.103	0.060	○	0
平成26年度	362	8661	0.020	0 0.0	0 0.0	0.188	0.048	○	0

(3) 光化学スモッグ

表 3.3.1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数の推移

年 度	寝屋川市 (東大阪地域)		大阪府全域	
	予 報	注意報	予 報	注意報
平成 17 年度	10	7	12	10
平成 18 年度	14	11	18	17
平成 19 年度	3	3	14	11
平成 20 年度	4	1	8	7
平成 21 年度	6	4	15	13
平成 22 年度	11	8	17	12
平成 23 年度	2	2	4	4
平成 24 年度	4	2	7	4
平成 25 年度	10	3	13	7
平成 26 年度	2	1	5	3

(4) 大気汚染に係る届出（経由）件数

表 3.4.1 届出（経由）件数

	大気汚染防止法				大阪府生活環境の保全等に関する条例					
	ばい煙	揮発性有機化合物	粉じん		ばい煙		揮発性有機化合物		粉じん	
			一般	特定	ばいじん	有害物質	届出施設	届出工場等	一般	特定
設 置	2				1	3	2		6	
使 用									1	
構造等変更	1					1	1			
氏名等変更	7				7					
廃 止	5					2	5		5	
承 継										

4. 悪臭

(1) 規制基準

表 4.1.1 悪臭に係る規制基準

悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)	においの種類	主な発生事業所
1 アンモニア	1	し尿のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
2 メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのような臭い	し尿処理場、ゴミ処理場等
3 硫化水素	0.02	腐った卵のような臭い	畜産事業場、し尿処理場等
4 硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
5 二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのような臭い	し尿処理場
6 トリメチルアミン	0.005	腐った魚のような臭い	畜産事業場、水産食品製造工場等
7 アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青くさい臭い	石油系化学工場
8 プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
10 イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱいこげた臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
11 ノルマルバレールアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
12 イソバレールアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい臭い	焼付、塗装工程を有する事業所等
13 イソブタノール	0.9	刺激的な醜酵した臭い	焼付、塗装、印刷工程を有する事業所等
14 酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
15 メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
16 トルエン	10	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
17 スチレン	0.4	都市ガスのような臭い	FRP 製品製造工場、化学合板製造等
18 キシレン	1	ガソリンのような臭い	塗装、印刷工程を有する事業所等
19 プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭い	染色工場等
20 ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭い	畜産事業場等
21 ノルマル吉草酸	0.0009	濡れた靴下のような臭い	畜産事業場、畜産食品製造工場等
22 イソ吉草酸	0.001	濡れた靴下のような臭い	畜産事業場等

5. 水質汚濁

(1) 環境基準と法・条例の体系図

表 5.1.1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

表 5.1.2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

河川（湖沼を除く）

類 型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

※寝屋川はC類型、古川はD類型に指定されています。（平成27年3月31日現在）

河川及び湖沼

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物 A、又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

※寝屋川は生物 B 類型に指定され、古川は類型指定されていません。(平成 27 年 3 月 31 日現在)

表 5.1.3 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	イプロベンホス	0.008mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	クロルニトロフェン	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
オキシ銅	0.04mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
クロロタロニル	0.05mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
EPN	0.006mg/ℓ以下	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
ジクロロボス	0.008mg/ℓ以下	ウラン	0.002mg/ℓ以下

河川及び湖沼

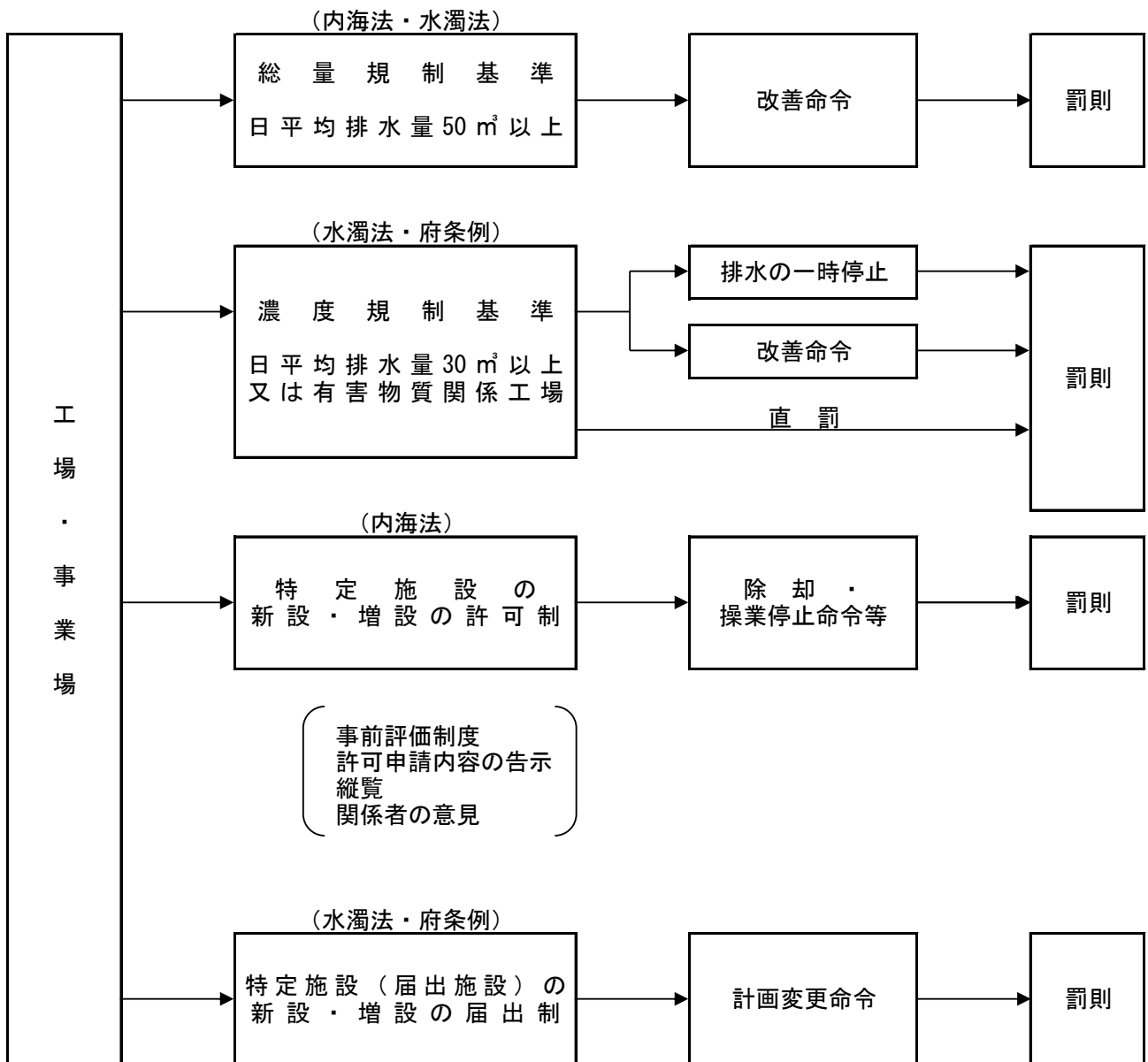
項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物A	0.7mg/ℓ以下	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	生物A	0.001mg/ℓ以下
	生物特A	0.006mg/ℓ以下		生物特A	0.0007mg/ℓ以下
	生物B	3mg/ℓ以下		生物B	0.004mg/ℓ以下
	生物特B	3mg/ℓ以下		生物特B	0.003mg/ℓ以下
フェノール	生物A	0.05mg/ℓ以下	アニリン	生物A	0.02mg/ℓ以下
	生物特A	0.01mg/ℓ以下		生物特A	0.02mg/ℓ以下
	生物B	0.08mg/ℓ以下		生物B	0.02mg/ℓ以下
	生物特B	0.01mg/ℓ以下		生物特B	0.02mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	生物A	1mg/ℓ以下	2,4-ジクロロフェノール	生物A	0.03mg/ℓ以下
	生物特A	1mg/ℓ以下		生物特A	0.003mg/ℓ以下
	生物B	1mg/ℓ以下		生物B	0.03mg/ℓ以下
	生物特B	1mg/ℓ以下		生物特B	0.02mg/ℓ以下

表 5.1.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

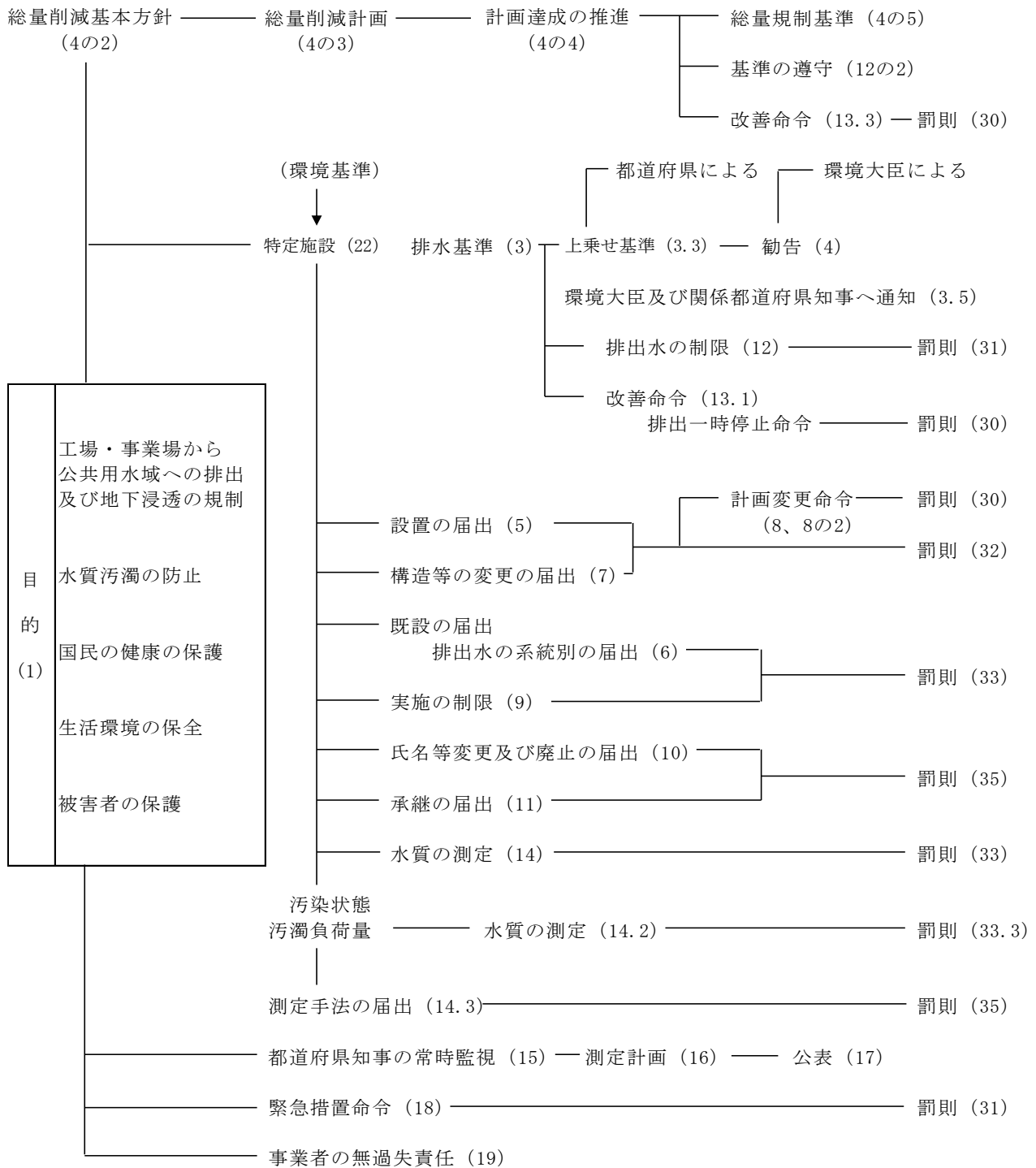
項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

表 5.1.5 水質汚濁に関する法律・条例による規制のしくみ

特定施設等を設置し、公共用水域へ排水水を排出するものが対象

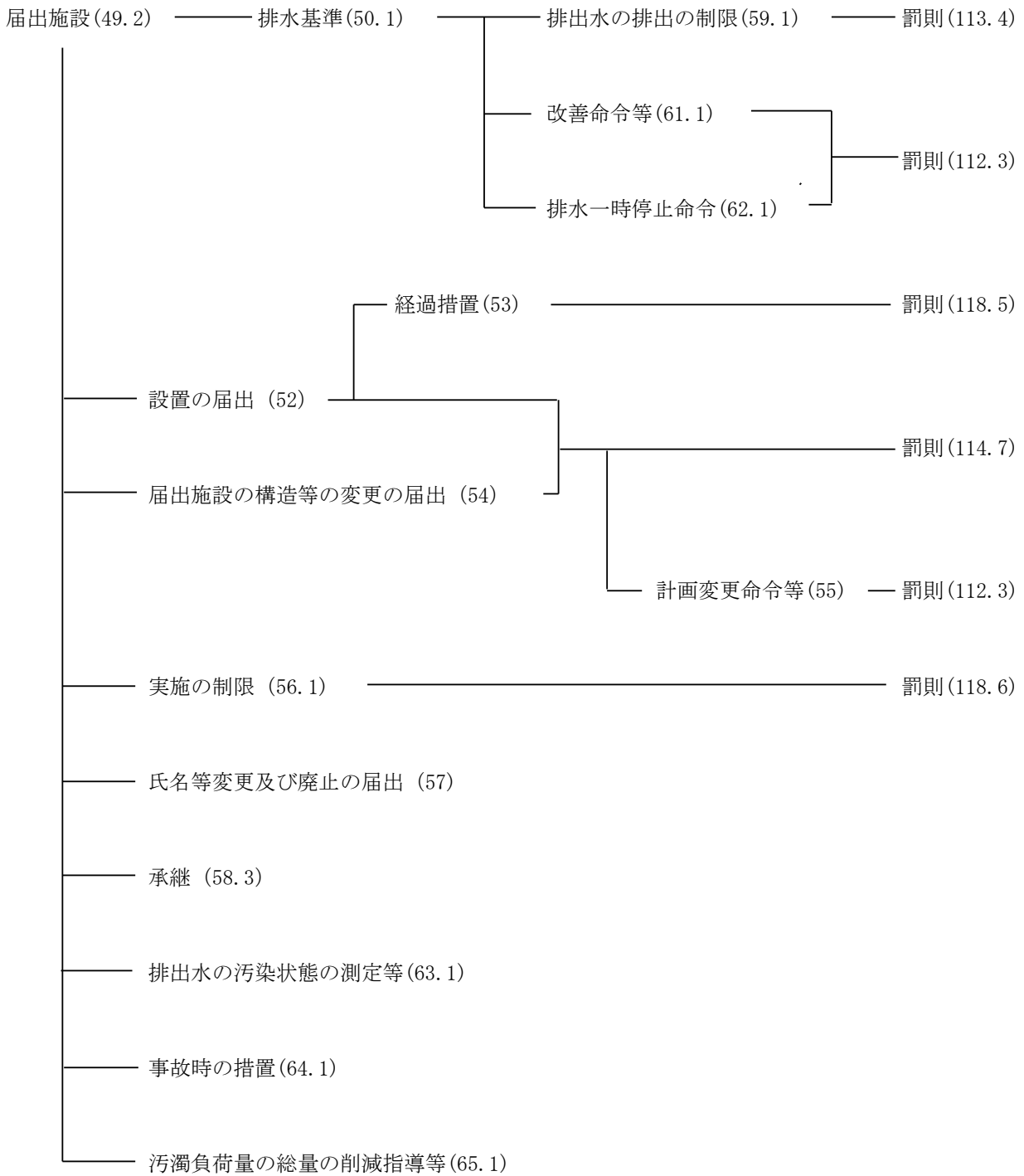


水質汚濁防止法の体系図



注 () は条項です。
例えば2.1は第2条第1項を
意味します。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（水質の保全に関する規制等に係る）の体系図



注 () は条文です。
 例えば2. 1は第2条第1項を
 意味します。

(2) 水質汚濁測定結果

表 5.2.1 平成 26 年度公共用水域水質測定結果

項目	水素イオン濃度 pH (指数)		溶存酸素量 DO (mg/l)		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)		化学的酸素要求量 COD (mg/l)		浮遊物質量 SS (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)	
	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
河川水路												
1 寝屋川 第 11 水路	7.1 ～ 9.9	8.1	6.1 ～ 18	11	2.1 ～ 3.1	2.7	7.9 ～ 11	9.4	2 ～ 19	9	330 ～ 3,300	1,700
2 讚良川	7.1 ～ 9.1	8.2	8.8 ～ 11	10	1.1 ～ 3.1	1.9	7.3 ～ 9.3	8.4	<1 ～ 6	3	130 ～ 4,900	1,800
3 寝屋川 萱島橋	6.9 ～ 8.6	7.3	8.8 ～ 12	10	1.0 ～ 3.2	1.9	6.2 ～ 9.7	8.1	<1 ～ 4	2	200 ～ 4,900	1,300
4 友呂岐水路 新佐伯橋	7.2 ～ 7.6	7.4	7.6 ～ 10	8.8	1.6 ～ 2.5	2.1	4.2 ～ 5.3	4.6	2 ～ 15	7	1,700 ～ 7,900	4,200
5 古川	7.2 ～ 7.6	7.4	8.6 ～ 11	9.4	0.6 ～ 2.0	1.5	3.9 ～ 6.7	5.8	2 ～ 10	7	330 ～ 13,000	4,800
6 幹線水路	7.2 ～ 7.5	7.4	8.0 ～ 12	9.2	0.8 ～ 1.9	1.4	3.0 ～ 5.6	4.4	3 ～ 30	11	790 ～ 7,900	4,200
7 寝屋川 清水橋	7.5 ～ 10.5	8.4	12 ～ 14	13	1.4 ～ 2.7	2.1	4.6 ～ 8.9	6.5	1 ～ 6	3	230 ～ 2,300	1,300
8 楠根川	7.4 ～ 7.6	7.5	6.7 ～ 17	11	2.9 ～ 5.6	4.2	5.8 ～ 10	8.2	7 ～ 11	10	230 ～ 130,000	36,000
9 友呂岐水路 友呂岐水路橋	7.2 ～ 7.3	7.2	1.9 ～ 7.7	5.6	2.3 ～ 3.1	2.8	4.3 ～ 7.0	5.4	2 ～ 6	4	2,300 ～ 17,000	7,300
10 古川水路	7.3 ～ 7.5	7.5	7.6 ～ 11	8.9	<0.5 ～ 1.9	1.4	3.3 ～ 4.2	3.6	1 ～ 9	4	3,300 ～ 22,000	10,000
11 二十箇水路	7.3 ～ 7.5	7.4	7.6 ～ 11	9.0	<0.5 ～ 6.2	2.6	3.5 ～ 4.8	4.2	1 ～ 21	7	170 ～ 13,000	3,900
12 北谷川	8.9 ～ 10.6	9.8	12 ～ 18	16	0.9 ～ 4.2	2.5	6.8 ～ 8.7	7.9	1 ～ 7	3	230 ～ 4,900	2,000
13 寝屋川 第五水路	7.3 ～ 7.7	7.5	8.0 ～ 10	8.8	<0.5 ～ 2.3	1.7	4.2 ～ 4.9	4.6	1 ～ 21	7	490 ～ 4,900	3,400
14 たち川	8.0 ～ 8.8	8.4	8.3 ～ 13	11	2.0 ～ 2.7	2.3	3.8 ～ 6.4	5.1	1 ～ 28	14	230 ～ 33,000	9,700
15 宇谷川	8.5 ～ 10.1	9.4	5.4 ～ 13	10	2.2 ～ 4.0	2.8	9.3 ～ 11	10	<1 ～ 13	7	230 ～ 17,000	7,100
16 打上川	9.3 ～ 9.8	9.5	14 ～ 19	15	0.8 ～ 2.5	1.7	4.0 ～ 7.9	5.8	<1 ～ 2	1	130 ～ 17,000	6,300
17 南前川	9.0 ～ 9.7	9.4	9.5 ～ 15	12	0.6 ～ 3.9	2.3	4.3 ～ 9.2	6.2	1 ～ 4	2	790 ～ 11,000	4,000

項目		全窒素 T-N (mg/l)		全りん T-P (mg/l)		全亜鉛 (mg/l)		ノニルフェノール (mg/l)		LAS (mg/l)	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
1	寝屋川	1.3		0.18		0.008					
	第11水路	～ 11	7.4	～ 0.92	0.52	～ 0.052	0.032	—	—	—	—
2	讚良川	4.2		0.14		0.018					
		～ 10	6.9	～ 0.67	0.38	～ 0.033	0.026	—	—	—	—
3	寝屋川	6.8		0.43		0.009		<0.00006		<0.0006	
	萱島橋	～ 11	8.9	～ 0.59	0.53	～ 0.033	0.026	～ <0.00006	<0.00006	～ <0.0006	<0.0006
4	友呂岐水路	0.93		0.11		0.009					
	新佐伯橋	～ 2.2	1.7	～ 0.15	0.12	～ 0.012	0.011	—	—	—	—
5	古川	2.8		0.20		0.014					
		～ 8.5	4.6	～ 0.41	0.30	～ 0.027	0.021	—	—	—	—
6	幹線水路	0.65		0.061		0.006					
		～ 1.7	1.2	～ 0.16	0.11	～ 0.022	0.013	—	—	—	—
7	寝屋川	1.0		0.051		0.004		<0.00006		0.0037	
	清水橋	～ 2.1	1.6	～ 0.14	0.099	～ 0.009	0.006	～ <0.00006	<0.00006	～ 0.0076	0.0057
8	楠根川	1.5		0.11		0.007					
		～ 3.0	2.0	～ 0.18	0.15	～ 0.015	0.010	—	—	—	—
9	友呂岐水路	1.6		0.12		0.008					
	友呂岐水路橋	～ 2.7	2.2	～ 0.34	0.20	～ 0.017	0.013	—	—	—	—
10	古川水路	1.0		0.084		0.007					
		～ 1.7	1.5	～ 0.13	0.10	～ 0.010	0.009	—	—	—	—
11	二十箇水路	0.74		0.059		0.005					
		～ 2.5	1.5	～ 0.13	0.087	～ 0.011	0.008	—	—	—	—
12	北谷川	2.1		0.10		0.008					
		～ 4.3	2.8	～ 0.33	0.22	～ 0.018	0.011	—	—	—	—
13	寝屋川	1.3		0.11		0.010					
	第五水路	～ 2.6	1.9	～ 0.19	0.15	～ 0.028	0.019	—	—	—	—
14	たち川	0.94		0.022		0.008					
		～ 1.9	1.4	～ 0.12	0.070	～ 0.032	0.017	—	—	—	—
15	宇谷川	3.7		0.35		0.010					
		～ 6.9	5.1	～ 0.65	0.49	～ 0.024	0.017	—	—	—	—
16	打上川	0.85		0.014		0.002					
		～ 3.7	1.9	～ 0.35	0.12	～ 0.007	0.004	—	—	—	—
17	南前川	0.80		<0.003		0.005					
		～ 2.0	1.3	～ 0.080	0.055	～ 0.013	0.009	—	—	—	—

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素
	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均	(mg/l) 平均
河川水路									
1 寝屋川 第11水路	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
2 讚良川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
3 寝屋川 萱島橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
4 友呂岐水路 新佐伯橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
5 古川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
6 幹線水路	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
7 寝屋川 清水橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
8 楠根川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
9 友呂岐水路 友呂岐水路橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
10 古川水路	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
11 二十箇水路	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
12 北谷川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
13 寝屋川 第五水路	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
14 たち川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
15 宇谷川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
16 打上川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002
17 南前川	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002

項目	1,2-ジクロロ エタン (mg/l)	1,1-ジクロロ エチレン (mg/l)	シス-1,2- ジクロロエチレン (mg/l)	1,1,1-トリ クロロエタン (mg/l)	1,1,2-トリ クロロエタン (mg/l)	トリクロロ エチレン (mg/l)	テトラクロロ エチレン (mg/l)	1,3-ジクロロ プロペン (mg/l)	チラウム (mg/l)
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
河川水路									
1 寝屋川 第11水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
2 讃良川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
3 寝屋川 萱島橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
4 友呂岐水路 新佐伯橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
5 古川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
6 幹線水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
7 寝屋川 清水橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
8 楠根川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
9 友呂岐水路 友呂岐水路橋	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
10 古川水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
11 二十箇水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
12 北谷川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
13 寝屋川 第五水路	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
14 たち川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
15 宇谷川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
16 打上川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006
17 南前川	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.0006

項目		シマジン (mg/l)	チオベン カルブ (mg/l)	ベンゼン (mg/l)	セレン (mg/l)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	ほう素 (mg/l)	1,4- ジオキサン (mg/l)
河川水路		平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
1	寝屋川 第11水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.99	0.33	0.04	<0.005
2	讃良川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	3.0	0.19	0.05	<0.005
3	寝屋川 萱島橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	7.4	0.13	0.04	<0.005
4	友呂岐水路 新佐伯橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.46	0.14	<0.02	<0.005
5	古川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	2.9	0.14	0.03	<0.005
6	幹線水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.15	0.13	<0.02	<0.005
7	寝屋川 清水橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.84	0.16	<0.02	<0.005
8	楠根川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	<0.08	0.15	0.02	<0.005
9	友呂岐水路 友呂岐水路橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.84	0.14	0.03	<0.005
10	古川水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.24	0.14	<0.02	<0.005
11	二十箇水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.31	0.12	<0.02	<0.005
12	北谷川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.3	0.22	0.03	<0.005
13	寝屋川 第五水路	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.33	0.15	<0.02	<0.005
14	たち川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.97	0.18	0.02	<0.005
15	宇谷川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	4.1	0.18	0.03	<0.005
16	打上川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.31	0.19	0.03	<0.005
17	南前川	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.24	0.15	0.02	<0.005

項目	ノルマルヘキサ ン抽出物質 (mg/l)	フェノール類 (mg/l)	銅 (mg/l)	溶解性鉄 (mg/l)	溶解性 マンガン (mg/l)	全クロム (mg/l)	陰イオン 界面活性剤 (mg/l)	亜硝酸性 窒素 (mg/l)	硝酸性 窒素 (mg/l)	アンモニア性 窒素 (mg/l)	りん酸性 りん (mg/l)
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
河川水路											
1 寝屋川 第11水路	<0.5	<0.005	0.006	0.08	<0.01	<0.03	0.02	0.09	0.90	0.05	0.11
2 讃良川	<0.5	<0.005	0.005	0.12	<0.01	<0.03	0.03	<0.04	3.0	0.04	0.095
3 寝屋川 萱島橋	0.5	<0.005	0.007	<0.08	<0.01	<0.03	0.01	<0.04	7.4	0.08	0.42
4 友呂岐水路 新佐伯橋	<0.5	<0.005	<0.005	0.22	0.27	<0.03	0.01	<0.04	0.42	0.11	0.087
5 古川	<0.5	<0.005	0.006	0.18	<0.01	<0.03	0.01	<0.04	2.9	0.04	0.16
6 幹線水路	<0.5	<0.005	0.005	0.25	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.11	0.06	0.095
7 寝屋川 清水橋	<0.5	<0.005	0.006	0.10	<0.01	<0.03	0.01	<0.04	0.82	<0.04	0.10
8 楠根川	<0.5	<0.005	<0.005	0.11	<0.01	<0.03	0.02	<0.04	<0.04	0.05	0.090
9 友呂岐水路 友呂岐水路橋	0.6	<0.005	<0.005	<0.08	<0.01	<0.03	0.01	0.15	0.69	0.32	0.10
10 古川水路	<0.5	<0.005	<0.005	0.10	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.20	0.05	0.062
11 二十箇水路	0.6	<0.005	<0.005	0.10	<0.01	<0.03	<0.01	<0.04	0.27	0.06	0.062
12 北谷川	0.8	<0.005	0.008	0.22	<0.01	<0.03	0.08	0.10	1.2	0.14	0.20
13 寝屋川 第五水路	<0.5	<0.005	<0.005	0.16	<0.01	<0.03	0.01	<0.04	0.29	0.04	0.088
14 たち川	<0.5	<0.005	<0.005	0.11	<0.01	<0.03	0.02	<0.04	0.93	<0.04	0.073
15 宇谷川	0.8	<0.005	0.007	0.23	<0.01	<0.03	0.13	0.41	3.7	1.2	0.33
16 打上川	0.8	<0.005	<0.005	<0.08	<0.01	<0.03	0.04	<0.04	0.27	0.10	0.058
17 南前川	<0.5	<0.005	0.008	<0.08	<0.01	<0.03	0.02	<0.04	0.20	0.06	0.057

表 5.2.2 平成 26 年度地下水質測定結果

項目	概況調査		継続監視調査							
	香里 南之町	寝屋南 一丁目	木田元宮一丁目				出雲町			
			井戸A		井戸B		井戸南側		井戸西側	
	26.10.30	26.10.30	26.10.22	27.2.18	26.10.22	27.2.18	26.8.20	27.2.18	26.8.20	27.2.18
(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	<0.02	<0.02	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	-
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニル モノマー	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロ エタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-
1,1-ジクロロ エチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロ エチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロ エタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロ エタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-
トリクロロ エチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロ エチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロ プロペン	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2.5	<0.08	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	<0.08	0.16	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	0.03	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 水質汚濁に係る届出（許可申請の経由）件数

表 5.3.1 届出（許可申請の経由）等件数

特定施設関係

	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する 条例	下水道法
設 置		8		9
使 用				
変 更		4		5
氏名等変更		4	2	5
廃 止		6		7
承 継				

寝屋川市下水道条例

	計画確認申請	特定事業場 管理責任者選任	除害施設 管理責任者選任	除害施設 管理責任者承認
件 数		12	8	8

(4) 水質汚濁に係る工場・事業場数

表 5.4.1 業種別工場・事業場数

届出の種類 設置届出（許可）		瀬戸内海 環境保全 特別措置 法	水質汚濁 防止法	大阪府生 活環境の 保全等に 関する 条例	計	水質規制 対象工場 事業場数
製 造 業	食 料 品 製 造 業		9	5	14	
	織 維 工 業		1		1	
	パルプ・紙・紙加工品製造業			1	1	
	印 刷 ・ 同 関 連 業		4		4	2
	化 学 工 業		4	2	6	3
	石油製品・石炭製品製造業			2	2	
	プラスチック製品製造業		1		1	1
	窯業・土石製品製造業		6		6	
	金属製品製造業		8		8	5
	はん用機械器具製造業		2		2	1
	業務用機械器具製造業		1		1	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		2		2	1
	輸送用機械器具製造業		3		3	2
	小 計		41	10	51	15
そ の 他	上 水 道 業		2		2	
	一般乗合旅客自動車運送業		1		1	
	自 動 車 小 売 業		7		7	
	燃 料 小 売 業		16		16	
	自然科学研究所		3		3	2
	計 量 証 明 業		1		1	1
	旅 館, ホ テ ル	1	3		4	2
	配達飲食サービス業		1	2	3	1
	洗 濯 業		33		33	7
	写真プリント, 現像・焼付業		7		7	
	小 学 校		1		1	1
	高 等 教 育 機 関		3		3	3
	一般廃棄物処理業		2		2	
	自 動 車 整 備 業		7		7	
そ の 他		7		7	2	
小 計	1	94	2	97	19	
合 計	1	135	12	148	34	

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

6. 騒音・振動

(1) 環境基準・規制基準と法・条例の体系図

表 6.1.1 「道路に面しない地域」における環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時

表 6.1.2 「道路に面する地域」における環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70	65
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 6.1.3 騒音規制法に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～午前6時)
		第一種区域	45	50
第二種区域	50	55	45	
第三種区域	60	65	55	
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

備 考

1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
 - (3) 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
4. 第二種区域内に昭和49年7月1日において既に設置されている特定工場等（同日において既に着工されているものを含む。）については、昭和50年6月30日までの間、昭和46年大阪府告示第1815号の表に掲げる第二種区域の基準を適用する。

表 6.1.4 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～午前6時)
		第一種区域	45	50
第二種区域	50	55	45	
第三種区域	60	65	55	
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	55
	その他の区域	65	70	60

備 考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
2. 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
3. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
4. 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
5. 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (3) 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第四種区域 工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び第53条第2号に掲げる地域
6. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

表 6.1.5 振動規制法に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		(午前 6 時～午後 9 時)	(午後 9 時～午前 6 時)
第 一 種 区 域		60	55
第 二 種 区 域 (I)		65	60
第 二 種 区 域 (II)	既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65	60
	そ の 他 の 区 域	70	65

備 考

1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
2. 「第一種区域」、「第二種区域 (I)」及び「第二種区域 (II)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
 - (2) 第二種区域 (I) 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (3) 第二種区域 (II) 都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 第に規定する特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの (同日において既に着工されているものを含む。) をいう。

表 6.1.6 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく振動規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		(午前 6 時～午後 9 時)	(午後 9 時～午前 6 時)
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
第二種区域 (Ⅱ)	既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65

備 考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
3. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
4. 振動の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。
5. 「第一種区域」、「第二種区域（Ⅰ）」及び「第二種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
 - (2) 第二種区域（Ⅰ） 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
 - (3) 第二種区域（Ⅱ） 工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域
6. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館又は特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

表 6.1.7 騒音に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又 は 条 例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（※） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
条 例	9 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（※） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

(※※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は 9 の条例での届出を行うことになります。）

表 6.1.8 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法 又 は 条 例	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業（※） 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※）
条 例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

(※) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

表 6.1.9 特定建設作業に係る規制基準

	種 別	騒 音	振 動
	区域区分		
基 準 値	1号	85 デシベル	75 デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作 業 日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

備 考

- 1号区域とは、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の一部及び用途指定のない地域の一部並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの区域内の地域で空港敷地を除く地域を指します。
- 2号区域とは、工業地域のうち1号区域以外の地域の他、条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当します。
- 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界における値です。

表 6.1.10 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考

- a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

前表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は下記のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
75	70

備考

- 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 自動車騒音の測定方法等については、次のとおりとする。
 - 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
 - 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
 - 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
 - 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
 - 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りではない。
 - 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
 - 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

表 6.1.11 道路交通振動の限度

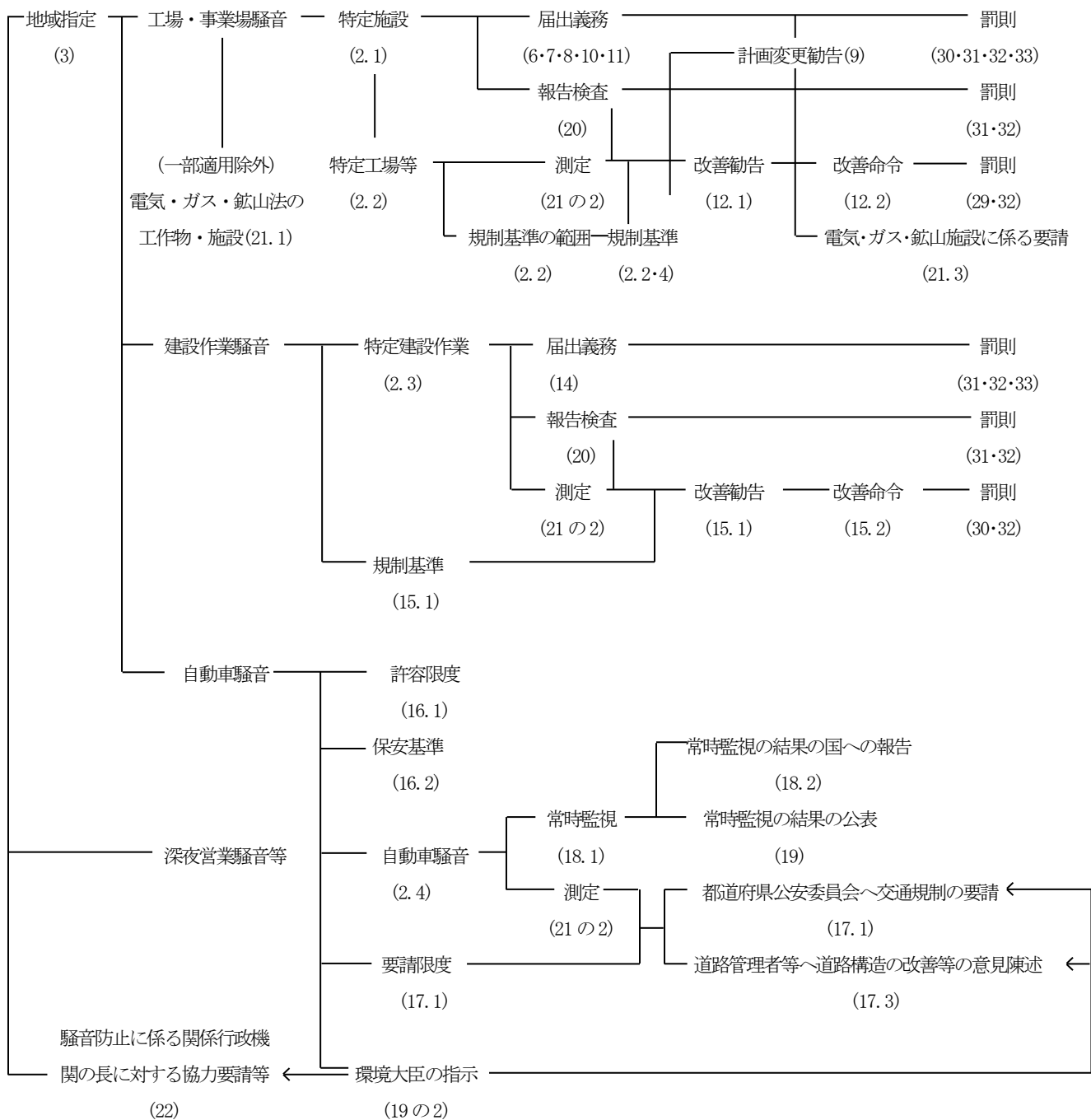
(単位 デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～午前6時)
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

備 考

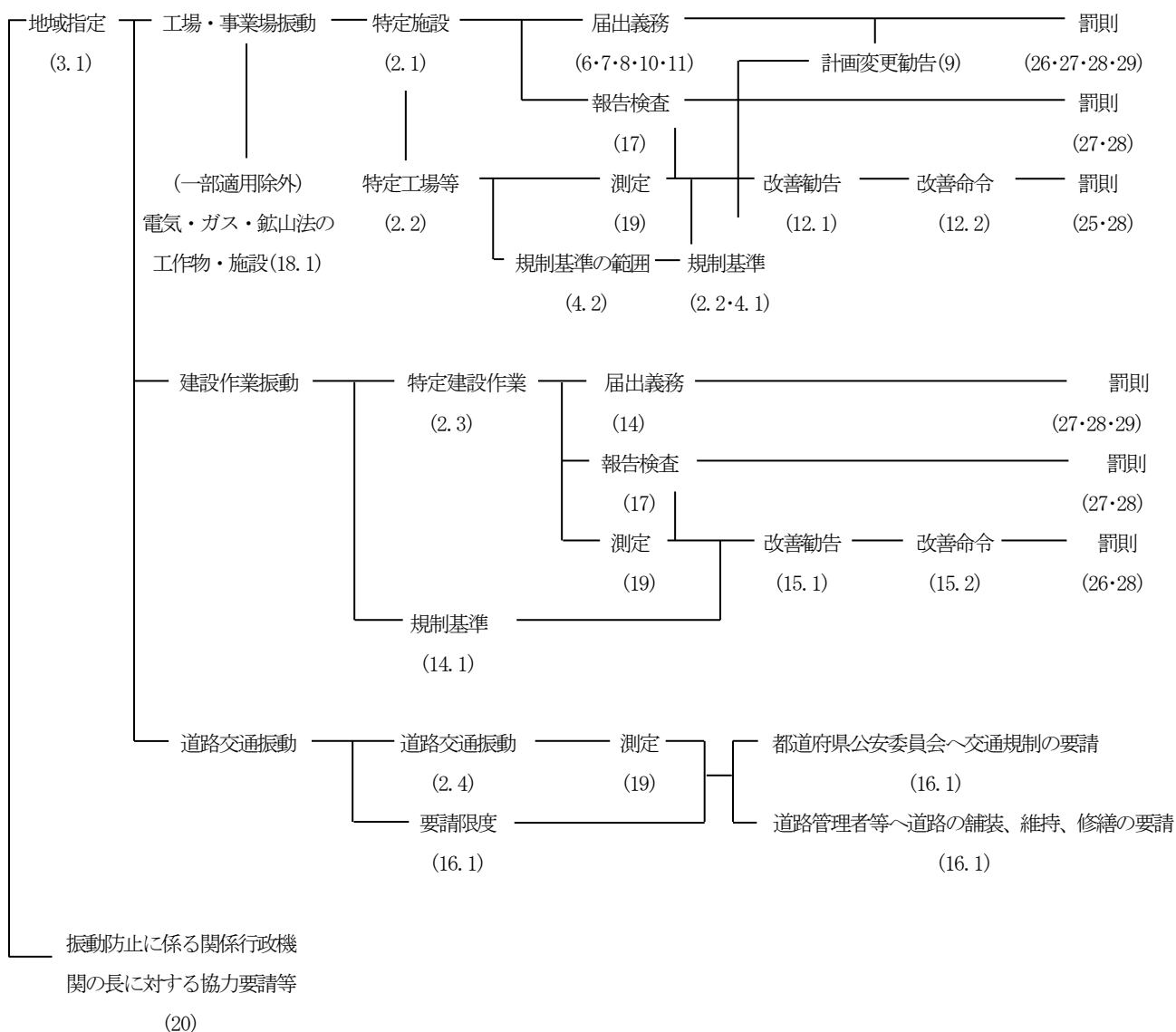
1. 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
4. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
5. 「第一種区域」及び「第二種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 - (2) 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

騒音規制法の体系図



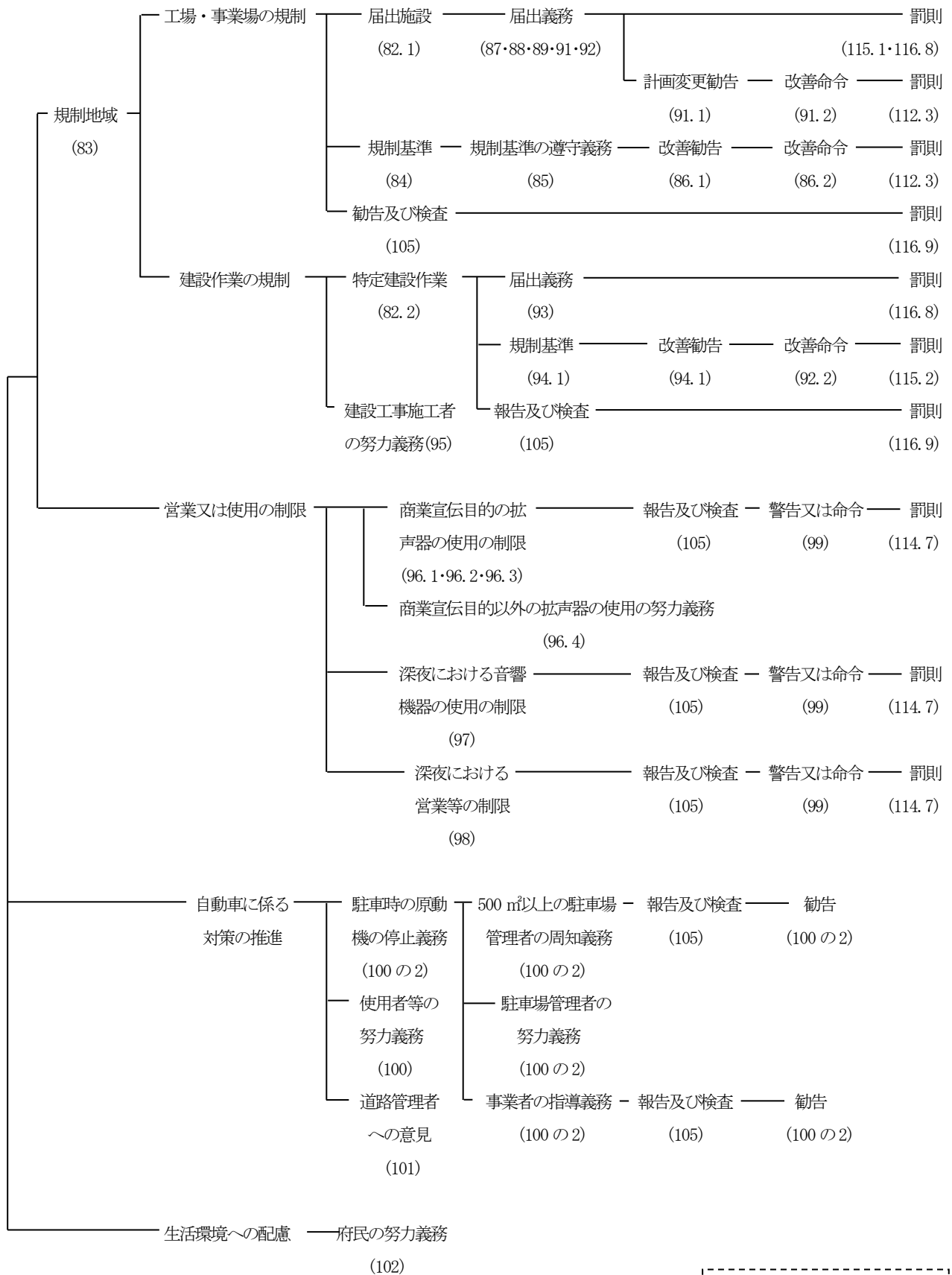
注 ()は条項です。
例えば2.1は第2条第1項を
意味します。

振動規制法の体系図



注 ()は条項です。
例えば2.1は第2条第1項を意味します。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音・振動に係る）の体系図



注 ()は条項です。
 例えば2.1は第2条第1項を
 意味します。

(2) 騒音測定結果

表 6.2.1 道路に面しない地域の騒音測定結果の推移

地点番号	測定地点	類型	用途地域	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	成田東町25-8	A	第一種低層	39	34	46	35	37	37	40	36	40	36
2	成田東が丘37-30	A	第一種低層	33	35	37	43	35	39	38	36	37	37
3	三井が丘4丁目7-4	A	第一種中高	40	36	44	40	48	41	42	38	45	37
4	寝屋川公園1981	B	調整区域	47	43	49	45	48	46	53	50	50	47
5	打上新町17-28	B	第一種住居	37	35	40	39	42	41	40	42	42	40
6	高宮あさひ丘49-2	B	第一種住居	40	36	39	40	39	45	38	42	43	37
7	高宮あさひ丘12-12	A	第一種低層	37	37	41	45	40	39	37	37	43	39
8	讚良東町6-1	B	調整区域	48	44	51	49	48	45	52	47	54	47
9	堀溝3丁目10-10	A	第一種中高	44	38	45	39	41	41	48	37	47	35
10	太間町16-2	B	第一種住居	51	47	53	52	53	48	54	53	54	51
11	高柳3丁目19-25	A	第二種中高	46	38	45	42	46	36	46	39	50	39
12	上神田2丁目2-2	A	第二種中高	44	39	44	37	43	37	44	41	52	40
13	香里西之町19-2	C	近隣商業	50	50	46	44	46	43	46	44	44	41
14	香里新町2-1	C	近隣商業	51	45	55	46	55	44	55	47	58	47
15	石津中町41-5	C	準工業	46	42	48	45	46	41	51	42	52	43
16	緑町5-8	C	近隣商業	52	43	49	43	48	41	49	41	53	42
17	池田中町3-24	C	準工業	42	37	43	38	44	42	49	39	43	39
18	本町1-1	C	近隣商業	59	48	54	43	51	41	53	46	52	42
19	東大利町2-14	C	商業	57	52	55	52	54	49	56	53	55	51
20	仁和寺本町3丁目18-5	C	準工業	40	34	43	36	41	37	45	39	41	36
21	楠根南町21-1	C	準工業	45	39	51	43	48	42	48	43	48	40
22	下木田町16-50	C	準工業	46	38	46	40	47	40	48	40	45	39
23	太秦東が丘12-1	A	第一種低層	36	35	36	45	36	39	36	40	40	35
24	宇谷町5	B	第一種住居	46	44	46	43	44	42	45	43	49	44

表 6.2.2 平成26年度道路に面する地域の騒音評価結果

路線番号	路線名	評価結果(全体)					近接空間				
		評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
10040 10050	国道1号	1,116	82.5%	11.6%	0.0%	5.9%	185	53.5%	33.0%	0.0%	13.5%
10750	国道170号	701	99.9%	0.0%	0.0%	0.1%	187	99.5%	0.0%	0.0%	0.5%
10760 10770 10880	国道170号	904	89.3%	0.6%	2.1%	8.0%	360	84.4%	1.7%	0.0%	13.9%
10790 10800	国道170号	444	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	140	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10810	国道170号	69	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
40630 40640	府道京都守口線	377	82.0%	6.4%	0.0%	11.7%	139	51.1%	17.3%	0.0%	31.7%
40780 40790 40800	府道八尾茨木線	1,087	95.2%	3.9%	0.0%	0.9%	434	89.9%	8.3%	0.0%	1.8%
40940 40950 40960	府道枚方交野寝屋川線	3,313	97.0%	0.8%	0.1%	2.1%	1,081	98.0%	1.4%	0.0%	0.6%

表 6.2.3 平成 26 年度交通量調査結果

路線番号	路線名	車線数	道路種別	観測時刻	10分間交通量(台)								平均走行時刻	平均走行速度			
					騒音測定側の車線				騒音測定反対側の車線					側線の車線	騒音測定	反対側の車線	価当
					大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪					
					(km/h)	(km/h)	(dB)	(km/h)	(km/h)	(dB)							
10040	国道1号	4	3	0:00	9	16	64	4	4	9	46	5	0:00	54	55	68	
4:20				24	33	31	3	20	24	38	5	4:20	55	54	68		
10:30				51	58	217	8	64	50	209	9	10:30	55	60	70		
13:10				21	41	247	10	44	65	194	9	13:10	54	52	69		
10750	国道170号	4	3	4:00	6	3	22	4	2	3	24	0	4:00	52	47	63	
10:10				11	20	129	7	12	17	147	13	10:10	52	47	67		
16:10				3	15	225	24	3	19	180	23	16:10	49	46	67		
23:20				2	1	51	7	0	3	44	6	23:20	60	49	65		
10760	国道170号	4	3	0:50	3	5	26	4	2	6	27	2	0:50	50	52	69	
4:50				3	7	13	2	11	20	27	6	4:50	48	49	69		
11:10				16	33	140	7	13	36	148	12	11:10	49	50	74		
14:10				9	18	144	12	9	30	143	10	14:10	49	47	73		
10790	国道170号	4	3	4:20	9	6	11	1	3	11	12	0	4:20	49	54	63	
9:40				11	21	159	5	18	27	123	9	9:40	41	50	67		
13:00				12	34	120	10	6	33	122	4	13:00	45	54	69		
22:00				1	9	98	4	2	1	64	9	22:00	45	58	63		
10810	国道170号	4	3	3:40	7	10	14	2	4	4	18	1	3:40	50	58	62	
9:10				14	52	235	15	11	52	263	6	9:10	40	50	68		
15:10				7	26	166	2	8	30	148	7	15:10	47	52	67		
23:30				2	3	49	6	1	6	48	5	23:30	47	57	62		
40630	府道京都守口線	4	4	3:40	2	5	10	1	0	6	8	0	3:40	53	50	64	
9:50				8	29	169	7	7	20	132	11	9:50	47	50	72		
15:40				12	29	192	16	7	10	176	10	15:40	48	50	72		
22:50				1	4	62	10	1	1	48	7	22:50	54	51	68		
40780	府道八尾茨木線	4	4	3:10	1	0	7	1	0	1	9	3	3:10	56	54	57	
9:20				7	13	63	7	8	18	83	6	9:20	48	50	66		
15:00				2	12	88	4	2	11	87	4	15:00	49	47	65		
22:10				0	3	40	7	0	0	11	5	22:10	54	48	61		
40940	府道枚方交野寝屋川線	2	4	4:50	7	1	6	2	4	4	4	1	4:50	53	54	69	
10:10				10	10	59	11	7	16	90	9	10:10	47	48	73		
16:00				2	8	105	15	3	2	80	16	16:00	49	46	72		
22:40				0	0	16	0	4	1	28	11	22:40	53	50	69		

※ 1.国土開発幹線自動車道等(高速自動車道路) 2.都市高速道路 3.一般国道 4.都道府県道
5.四車線以上の市町村道 6.その他の道路

表 6.2.4 第二京阪道路の騒音測定結果の推移

年度	寝屋南局				小路局			
	春季		秋季		春季		秋季	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
平成22年度	56	51	57	52	54	49	56	50
平成23年度	55	52	56	52	57	53	56	52
平成24年度	56	54	55	51	57	53	57	53
平成25年度	55	52	56	53	57	53	57	53
平成26年度	55	53	56	52	57	53	56	51

(3) 騒音・振動に係る届出件数

表 6.3.1 届出件数

	騒音規制法	振動規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
			騒音	振動
設置	6	6	2	
使用				
変更	3	3		
氏名等変更	14	11	4	
廃止	6	4	2	1
承継				
特定建設作業実施	94	46	403	

(4) 騒音・振動に係る届出施設設置事業所数

表 6.4.1 特定(届出)施設設置事業所数(主たる施設)

施設の種類	届出の種類	騒音規制法	振動規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
				騒音	振動
金属加工機械		72	69	18	4
圧縮機及び送風機		96	58	37	
粉砕機		2	3	2	3
繊維機械		1			
建設用資材製造機械		9	1		
木材加工用機械		5		9	
抄紙機					
印刷機械		12	9		
ロール機					
合成樹脂成形加工機械		15	15		
鋳造型機		1	1		
エヤーハンマ					
走行クレーン					
工業用動力ミシン				3	
紙工機械				4	2
遠心分離機					
集じん装置				1	
かくはん機				3	
電気炉					
ロータリーキルン					
冷凍機及び空調機				41	
クーリングタワー				15	
スチームクリーナー					
石材用の切断機及び切削機					
オイルバーナー					

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

7. 地盤沈下

(1) 地盤沈下水準測定結果

表 7.1.1 点野 1 丁目水準点地盤沈下量

寝屋川市 標石番号 府 203 所在地：点野 1 丁目 淀川新橋下流約 350 m 堤防上							
年 度	標 高 (m)	沈 下 量 (cm)	累計沈下量 (cm)	年 度	標 高 (m)	沈 下 量 (cm)	累計沈下量 (cm)
昭和 60 年	9.4430	- 0.68	- 35.17	平成 12 年	未測定		
61 年	9.4509	+ 0.79	- 34.38	13 年	9.4399	- 0.31	- 35.48
62 年	9.4500	- 0.09	- 34.47	14 年	未測定		
63 年	9.4490	- 0.10	- 34.57	15 年	9.4401	- 0.02	- 35.46
平成 元年	9.4447	- 0.43	- 35.00	16 年	未測定		
2 年	9.4464	+ 0.17	- 34.83	17 年	9.4376	- 0.25	- 35.71
3 年	9.4450	- 0.14	- 34.97	18 年	未測定		
4 年	9.4431	- 0.19	- 35.16	19 年	9.4416	+ 0.40	- 35.31
5 年	9.4451	+ 0.20	- 34.96	20 年	未測定		
6 年	9.4376	- 0.75	- 35.71	21 年	9.4372	- 0.44	- 35.75
7 年	9.4410	+ 0.34	- 35.37	22 年	未測定		
8 年	9.4401	- 0.09	- 35.46	23 年	未測定		
9 年	9.4362	- 0.39	- 35.85	24 年	9.4443	+ 0.71	- 35.04
10 年	9.4389	+ 0.27	- 35.58	25 年	未測定		
11 年	9.4430	+ 0.41	- 35.17	26 年	未測定		

資料：大阪府環境管理室

注)「沈下量」欄の平成 7 年は阪神・淡路大震災の影響を含んだ沈下量です。

8. 土壌汚染

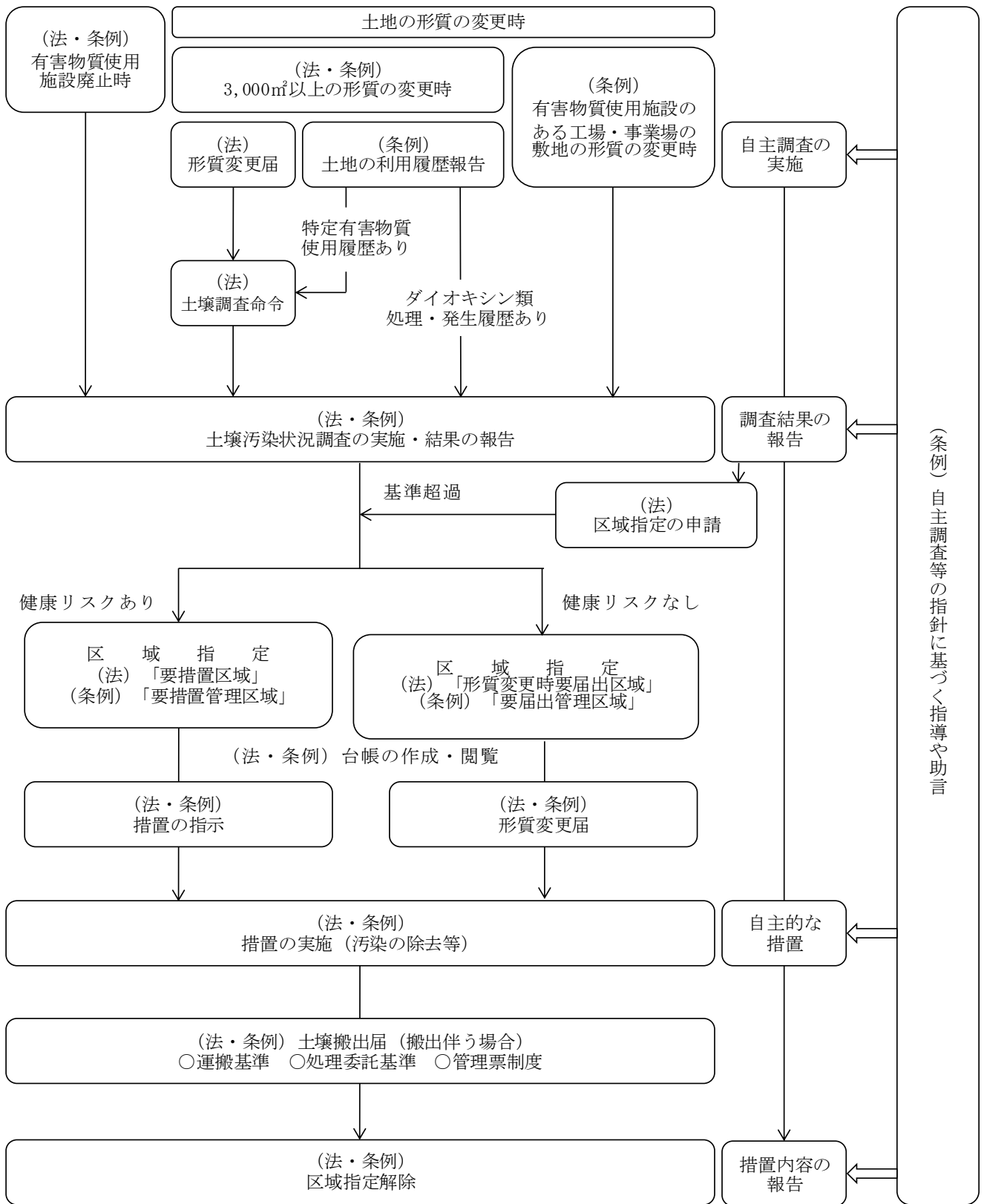
(1) 規制基準と法・条例の体系図

表 8.1.1 土壌汚染対策法における特定有害物質と指定基準

大阪府生活環境の保全等に関する条例における管理有害物質と指定基準

分類	項目	溶出量基準 (指定基準)	含有量基準 (指定基準)		
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（揮発性有機化合物） （第1種特定有害物質）	四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	—	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	—	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	—	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	—	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	—	
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	—	
		ベンゼン	0.01mg/l以下	—	
	特定有害物質（土壌汚染対策法） （第2種特定有害物質）	重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg 以下
		六価クロム化合物	0.05mg/l以下	250mg/kg 以下	
		シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下	
		水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	15mg/kg 以下	
		うちアルキル水銀	検出されないこと		
		セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg 以下	
		鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg 以下	
		砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg 以下	
		ふっ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4,000mg/kg 以下	
		ほう素及びその化合物	1mg/l以下	4,000mg/kg 以下	
	有害物質（農薬等） （第3種特定有害物質）	シマジン	0.003mg/l以下	—	
		チウラム	0.006mg/l以下	—	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	—	
		PCB	検出されないこと	—	
		有機りん化合物	検出されないこと	—	
	ダイオキシン類		—	1,000pg-TEQ/g 以下	

土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例の体系図



(2) 土壌汚染に係る届出等件数

表 8.2.1 届出等件数

土壌汚染対策法

種 別	件数
法第3条第1項で規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	0
うち、ただし書の規定により調査が一時的免除された件数	0
法第3条第1項に基づく調査の結果が報告された件数	1
うち、基準不適合の件数	1
法第4条第1項に基づく形質変更の届出がなされた件数	15
うち、法第4条第2項に基づく調査命令が発出された件数	0
法第4条第1項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0
法第14条第1項で規定する指定の申請がされた件数	0

大阪府生活環境の保全等に関する条例

種 別	件数
条例第81条の4第1項で規定する有害物質使用届出施設等の使用が廃止された件数	0
うち、ただし書の規定により調査が一時的免除された件数	0
条例第81条の4第1項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0
条例第81条の5第1項に基づく利用履歴の報告がなされた件数	15
条例第81条の5第2項に基づく調査の結果が報告された件数	0
うち、基準不適合の件数	0

大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針

種 別	件数
土壌汚染状況調査計画書が提出された件数	0
土壌汚染状況調査結果報告書が提出された件数	1
うち、基準不適合の件数	0

9. ダイオキシン類

(1) 環境基準等

表 9.1.1 ダイオキシン類に関する基準値等

耐容1日摂取量 (TDI)	4 pg-TEQ/kg/日以下 ※生涯摂取し続けても健康に影響がない、体重1kgあたりの1日摂取量
大気環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質環境基準	1 pg-TEQ/l以下
底質環境基準	150 pg-TEQ/g以下
土壌環境基準	1,000 pg-TEQ/g以下

(2) ダイオキシン類測定結果

表 9.2.1 ダイオキシン類測定結果の推移

年 度	大 気 (pg-TEQ/m ³)		水 質 (pg-TEQ/l)		底 質 (pg-TEQ/g)	
	寝屋川 市役所局	中央高齢者 福祉センター	寝屋川 萱島橋	寝屋川 南水苑橋	寝屋川 萱島橋	寝屋川 南水苑橋
平成 17 年度	0.059	0.056	0.21	0.20	1.0	3.0
平成 18 年度	0.057	0.065	0.51	0.44	2.9	1.9
平成 19 年度	0.052	0.039	0.20	0.18	2.1	2.3
平成 20 年度	0.048	0.034	0.089	0.14	1.2	1.7
平成 21 年度	0.046	0.025	0.24	0.035	0.75	3.3
平成 22 年度	0.029	0.022	0.30	0.028	0.75	1.0
平成 23 年度	0.025	0.025	0.32	0.026	0.61	0.86
平成 24 年度	0.036	0.028	0.082	0.051	0.72	0.66
平成 25 年度	0.022	0.016	0.12	0.061	1.6	0.36
平成 26 年度	0.016	0.016	0.024	0.065	0.48	0.99

10. アスベスト

(1) アスベストに係る規制

表 10.1.1 アスベストに係る主な規制の推移

年 月	規 制 内 容
昭和 46 年 4 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の制定（昭和 46 年 5 月施行） （製造現場等における集じん装置の設置等の予防対策措置）
昭和 50 年 9 月	「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」の改正（昭和 50 年 10 月施行） （石綿の吹付け作業の原則禁止）
平成元年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成元年 12 月施行） （特定粉じんとして石綿が指定され、石綿製品工場の敷地境界における石綿粉じん濃度の規定）
平成 6 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 6 年 11 月施行） （法規制対象外の施設を規制対象に）
平成 7 年 1 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 7 年 4 月施行） （アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の製造禁止）
平成 8 年 5 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 9 年 4 月施行） （建築物の解体作業等に対する規制措置）
平成 15 年 10 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 16 年 10 月施行） （石綿含有製品（建材・摩擦材等）の製造等の禁止）
平成 17 年 2 月	「石綿障害予防規則」の制定（平成 17 年 7 月施行） （建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策）
平成 17 年 10 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 1 月施行） （届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化等）
平成 17 年 12 月	「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の改正（平成 18 年 3 月施行） （特定建築材料の追加、作業基準の強化等）
平成 18 年 2 月	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法の一部を改正する法律」の制定（平成 18 年 10 月施行） （大気汚染防止法：工作物の解体等作業の飛散防止対策） （建築基準法：吹き付けアスベスト等の使用規制） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律：アスベスト廃棄物の熔融による無害化処理を促進・誘導） （地方財政法：地方公共団体が行う公共施設に係るアスベストの除去に要する経費を地方債の特例対象に）
平成 18 年 7 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正（平成 18 年 10 月施行） （石綿含有率 0.1% 超の廃棄物（廃石綿等を除く）を「石綿含有廃棄物」と定義） （建築物等の解体等に伴う石綿含有廃棄物の飛散防止措置）
平成 18 年 8 月	「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則」の改正（平成 18 年 9 月施行） （石綿の製造禁止等：対象を石綿含有率 0.1% 超に拡大） （作業者のばく露防止措置の充実、封じ込め、囲い込み作業に係る措置）

年 月	規 制 内 容
平成 18 年 9 月	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正（平成 18 年 10 月施行） （規制対象の拡大：石綿含有率 0.1%超に拡大）
平成 19 年 9 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 19 年 10 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 20 年 11 月	「労働安全衛生法施行令及び施行規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） （製造等禁止製品の追加等）
平成 21 年 2 月	「石綿障害予防規則」の改正（平成 21 年 4 月施行） （建築物等の解体等に伴う石綿含有の有無の結果の掲示方法等）
平成 21 年 12 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 22 年 3 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 23 年 1 月	「労働安全衛生法施行令」の改正（平成 23 年 4 月施行） （製造等禁止製品の追加）
平成 25 年 6 月	「大気汚染防止法」の改正（平成 26 年 6 月施行） （届出義務者の変更、解体工事等の事前調査及び説明の義務付け等）

11. 廃棄物

(1) ごみ処理事業の沿革

昭和 24 年 1 月 24 日	寝屋川町の清掃条例に基づき特別清掃地域 (現在の東大利町の商店街) 付近を重点に大八車で収集開始
昭和 27 年 4 月 1 日	一般家庭のごみ処理手数料徴収
昭和 38 年 8 月 25 日	固定炉完成 (30t/8h) (三輪自動車による収集開始)
昭和 42 年 7 月 17 日	寝屋川市ごみ処理対策委員会規定制定
昭和 42 年 11 月 28 日	全連続燃焼式機械炉建設工事着工
昭和 43 年 6 月 1 日	一般家庭と事業所を大別 (事業所ごみの委託収集開始)
昭和 43 年 9 月 30 日	機械炉完成 (180t/24h)
昭和 45 年 3 月 31 日	第 2 事業所改造 (5t/8h) バッチ炉
昭和 45 年 4 月 1 日	一般家庭ごみ収集の手数料無料化実施
昭和 46 年 9 月 24 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和 46 年 11 月	一般家庭ごみの週 2 回収集実施
昭和 47 年 3 月 31 日	寝屋川市清掃条例廃止 寝屋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和 47 年 10 月	破碎機建設工事着工
昭和 48 年 6 月 10 日	破碎機完成 (75t/5h)
昭和 48 年 12 月 6 日	ごみ最終処分地購入 (枚方市大字穂谷)
昭和 49 年 9 月 1 日	粗大ごみの月 2 回収集完全実施
昭和 53 年 9 月 1 日	新炉建設工事着工
昭和 54 年 6 月 30 日	寝屋最終処分地火災により、3 ヶ月間粗大ごみ収集を中止
昭和 54 年 9 月 22 日	粗大ごみ収集から不燃ごみ収集に変更
昭和 55 年 9 月 30 日	新炉完成 (現クリーンセンター) 全連続燃焼式機械炉 (180t/24h×2 基)
昭和 55 年 10 月 1 日	機構改革 (清掃第 1 課→業務第 1 課: 清掃場→施設課)
昭和 56 年 1 月	分別収集モデル地区 4 自治会選定、資源ごみ収集実施
昭和 57 年 11 月 1 日	有価物選別装置着工
昭和 58 年 2 月 28 日	有価物選別装置完成

昭和58年 4月 1日	機構改革（業務第1課→クリーンセンター）
昭和63年 6月	燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備を整備（国庫補助対象事業）
平成2年 12月	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン策定
平成3年 5月15日	機構改革（保健衛生部→環境事業部：環境事業総務課新設）
平成3年 12月 5日	破砕施設等建設工事着工
平成4年 7月 1日	一般廃棄物処理計画策定要綱制定
平成5年 3月31日	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成5年 4月 1日	市民へのコンポスト容器の貸し出しを開始
平成5年 8月 3日	環境衛生問題審議会へ「一般廃棄物処理基本計画試案」を諮問
平成6年 2月21日	環境衛生問題審議会答申
平成6年 3月22日	破砕施設等建設工事竣工
平成6年 6月 1日	一般廃棄物処理基本計画策定
平成7年 4月 1日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 平成7年度一般廃棄物処理基本計画告示
平成7年 9月25日	寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議設置
平成7年 12月15日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）施行 クリーンカレンダー様式変更（B4判→A3判、収集区域毎に両面印刷）
平成8年 4月20日	機構改革（環境事業部→環境部） ごみ減量推進課・環境保全課・クリーン業務課・ クリーン施設課・緑風園の5課に
平成9年 1月	ダイオキシン類の削減のための新ガイドライン（ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン）策定
平成9年 4月	ダイオキシン類の排出濃度調査結果発表（1,150施設）
平成9年 10月 1日	子供会等への資源集団回収活動報奨金の開始
平成9年 12月 1日	大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正、施行 （排出抑制の必要な物質としてダイオキシン類が指定、排出濃度基準が決定・施行される。現有施設のダイオキシンの排出量は平成14年12月1日から1ng-TEQ/Nm ³ 以下に規制。 また、ダイオキシン類の発生抑制のため、施設の構造及び維持管理基準が強化される。）

平成10年 1月 21日	透明袋によるペットボトル分別収集実施 (集合住宅を中心とした72地域・14,971世帯)
平成10年 4月 10日	大気汚染防止法の一部改正公布、平成10年7月1日施行 (ばいじんの排出基準の強化、測定頻度の指定)
平成10年 7月 1日 (契約日)	焼却炉のダイオキシン対策工事実施(平成10~11年度で実施) (プッシュ・炉下コンベア・空冷壁段落部・E P・活性炭噴霧装置・ 2次ガス冷却塔設置)
平成10年12月15日	クリーンカレンダー様式変更(A3版→B3版)
平成11年 1月 1日	ごみ袋の透明・半透明化及びペットボトルの全戸収集開始
平成11年 4月 1日	生ごみ処理機等購入費の補助を開始 (コンポスト容器の貸し出しから購入費補助へ切替)
平成12年 1月	乾電池分別収集開始
平成12年 1月15日	ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成12年 4月 1日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 完全施行
平成12年 8月 1日	蛍光灯・スプレー缶分別拠点収集開始
平成12年10月 1日	市立小学校3校(第五・国松緑丘・宇谷)へ生ごみ処理機を設置 し、生ごみの堆肥化をモデル実施
平成13年 2月	プラスチック製容器包装分別収集モデル実施 (集合住宅約13,000世帯を対象)
平成13年 3月	一般廃棄物処理基本計画(第2次分)策定
平成13年 4月 1日	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)完全施行
平成13年 9月	飛灰処理設備改修工事実施 (セメント固化から薬剤処理へ成型固化システムを変更)
平成14年 1月	プラスチック製容器包装分別収集全戸実施
平成14年 3月	寝屋川市循環型社会実践行動計画策定
平成15年 4月 1日	大阪府循環型社会形成推進条例施行(一部除く)
平成15年10月 1日	資源の有効な利用の促進に関する法律の改正施行に伴い、パソコン を市の収集品目から除く。
平成16年 6月 1日	北河内4市リサイクル施設組合設立
平成18年 4月 1日	事業系一般廃棄物の収集運搬を許可制に移行

平成18年 6月	(仮称) 北河内4市リサイクルプラザ建設工事着工
平成19年 4月 1日	焼却施設運転管理業務を業者に委託
平成20年 2月 1日	北河内4市リサイクルプラザ(かざぐるま)稼働
平成20年 4月 1日	古紙・古布分別収集開始 資源集団回収活動報奨金制度の変更 (①対象品目の追加: アルミ缶 ②報奨金単価の引上: 3円/kg→4円/kg)
平成21年 1月 1日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正 (資源物の所有権について明記)
平成22年 3月	一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査報告書作成
平成22年 4月 1日	収集運搬許可業者を3業者から5業者に拡大
平成22年 5月 21日	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会へ「寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画」を諮問
平成22年 6月 20日	リサイクル市「もったいない市・エコやん」の開催
平成22年 10月 1日	事業系一般廃棄物の分別収集を一部開始
平成22年 12月 15日	クリーンカレンダー様式変更(分別マニュアルの内容を追加)
平成23年 3月	一般廃棄物処理基本計画(平成23年度～平成32年度)策定
平成23年 9月 20日	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画審議会答申
平成24年 3月	寝屋川市ごみ処理施設建設基本計画策定
平成24年 4月 1日	機構改革 ごみ減量推進課・環境政策課・クリーン業務課・ クリーン施設課(緑風園含む)・ごみ処理施設建設室の1室4課 に
平成24年	ごみ減量マイスター認定制度開始
平成25年 4月 1日	機構改革 (ごみ減量推進課→環境総務課・環境政策課→環境推進課)
平成25年 10月 1日	寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正の施行 (資源持ち去り行為に対する罰則規定の追加)
平成26年 7月 1日	資源集団回収活動報奨金制度の拡充 (報奨金単価の引上: 4円/kg→6円/kg)

(2) ごみ

表 11.2.1 ごみの量・処理費用の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人口(年度末現在)(人)	242,587	242,696	242,087	241,003	240,060
世帯数(年度末現在)	107,050	107,872	107,607	108,077	108,578
市全体のごみ量(t)	69,856	71,211	71,897	71,244	69,759
可燃ごみ	54,030	55,513	55,960	54,834	53,877
古紙・古布	3,349	3,415	3,590	3,928	4,196
不燃ごみ	2,600	2,655	2,956	2,511	2,275
臨時ごみ	1,048	828	783	761	638
資源ごみ	2,231	2,295	2,207	2,130	2,006
廃プラスチック・ ペットボトル	4,397	4,350	4,352	4,337	4,240
持ち込みごみ	2,201	2,155	2,049	2,743	2,527
1 日に出るごみの量 (t)	191	195	197	195	191
1人が1日に出すごみの 量(g)	789	802	814	810	796
ごみの処理にかかった 費用(億円)	26.5	25.7	25.2	23.8	27.0
1 日あたりの処理費用 (万円)	727	702	691	653	740
ごみ 1 t あたりの処理 費用(円)	37,989	36,064	35,099	33,433	38,704
ごみ袋 1 つあたりの処 理費用(円)	190	180	175	167	194
1 人あたりの処理費用 (円)	10,939	10,582	10,424	9,883	11,247
1 世帯あたりの処理費 用(円)	24,790	23,807	23,451	22,039	24,867

※ 他市依頼分は除いています。

※ 市全体のごみ量については、蛍光灯・スプレー缶を含みます。

表 11.2.2 ごみ排出量の推移

	平成 21 年度 (基準年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家庭系ごみ排出 原単位(g/人・日)	678.5	671.9 (▲ 1.0%)	672.0 (▲ 1.0%)	666.9 (▲ 1.7%)	651.7 (▲ 3.9%)
事業系ごみ排出 原単位(g/人・日)	214.7	216.2 (0.7%)	219.2 (2.1%)	224.2 (4.4%)	222.8 (3.8%)
再生利用率(%)	20.8	21.4	21.5	21.6	21.8
最終処分量(t)	11,926	11,456 (▲ 3.9%)	11,689 (▲ 2.0%)	11,369 (▲ 4.7%)	11,092 (▲ 7.0%)

※各年度の()内は、平成 21 年度比の増減

表 11.2.3 資源ごみ集団回収量の推移

区 分 年 月	新聞紙	雑誌	段ボール	古布	牛乳パック	雑紙	アルミ缶	合計
	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
平成22年 1月～6月	2,592,468	531,197	315,644	143,522	6,223	161,091	65,089	3,815,234
平成22年 7月～12月	2,661,229	508,518	365,688	148,685	6,443	157,561	76,938	3,925,062
平成23年 1月～6月	2,496,401	543,540	342,225	161,994	5,320	187,217	67,087	3,803,784
平成23年 7月～12月	2,623,723	507,220	387,275	172,463	6,407	170,588	77,477	3,945,153
平成24年 1月～6月	2,478,425	533,653	362,359	159,634	4,955	162,748	67,283	3,769,057
平成24年 7月～12月	2,506,926	468,950	403,970	150,069	5,383	164,850	77,366	3,777,514
平成25年 1月～6月	2,358,521	501,510	376,001	152,842	4,832	173,139	68,892	3,635,737
平成25年 7月～12月	2,438,619	471,757	404,319	142,520	5,826	144,723	80,912	3,688,676
平成26年 1月～6月	2,311,221	484,077	386,176	144,566	5,056	165,770	70,559	3,567,425
平成26年 7月～12月	2,328,496	439,164	405,743	134,226	5,623	153,955	79,055	3,546,262

表 11.2.4 資源ごみ回収量等の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収集量 (t)	5,580	5,710	5,797	6,058	6,202
回収量 (t)	4,191	4,625	4,887	5,169	5,333
びん	608	664	695	648	592
白ガラス	286	301	314	288	260
茶ガラス	240	273	284	267	235
混合ガラス	82	90	97	93	97
アルミ	130	119	132	141	136
スチール	388	399	412	359	323
再生紙・布	2,915	3,331	3,522	3,867	4,117
その他有価物	150	112	126	154	165
売却額 (円)	52,310,768	70,652,333	63,446,844	63,943,051	72,971,379
びん	405,431	481,918	502,508	407,472	400,654
白ガラス	204,078	252,922	263,774	211,428	210,351
茶ガラス	201,353	228,996	238,734	196,044	190,303
混合ガラス	0	0	0	0	0
アルミ	12,250,833	12,656,734	10,434,693	11,175,465	14,735,153
スチール	10,526,124	10,062,847	7,900,957	8,186,950	7,071,447
再生紙・布	25,662,840	45,172,385	42,826,100	41,906,130	48,514,377
その他有価物	3,465,540	2,278,449	1,782,586	2,267,034	2,249,748

(3) ごみ処理施設

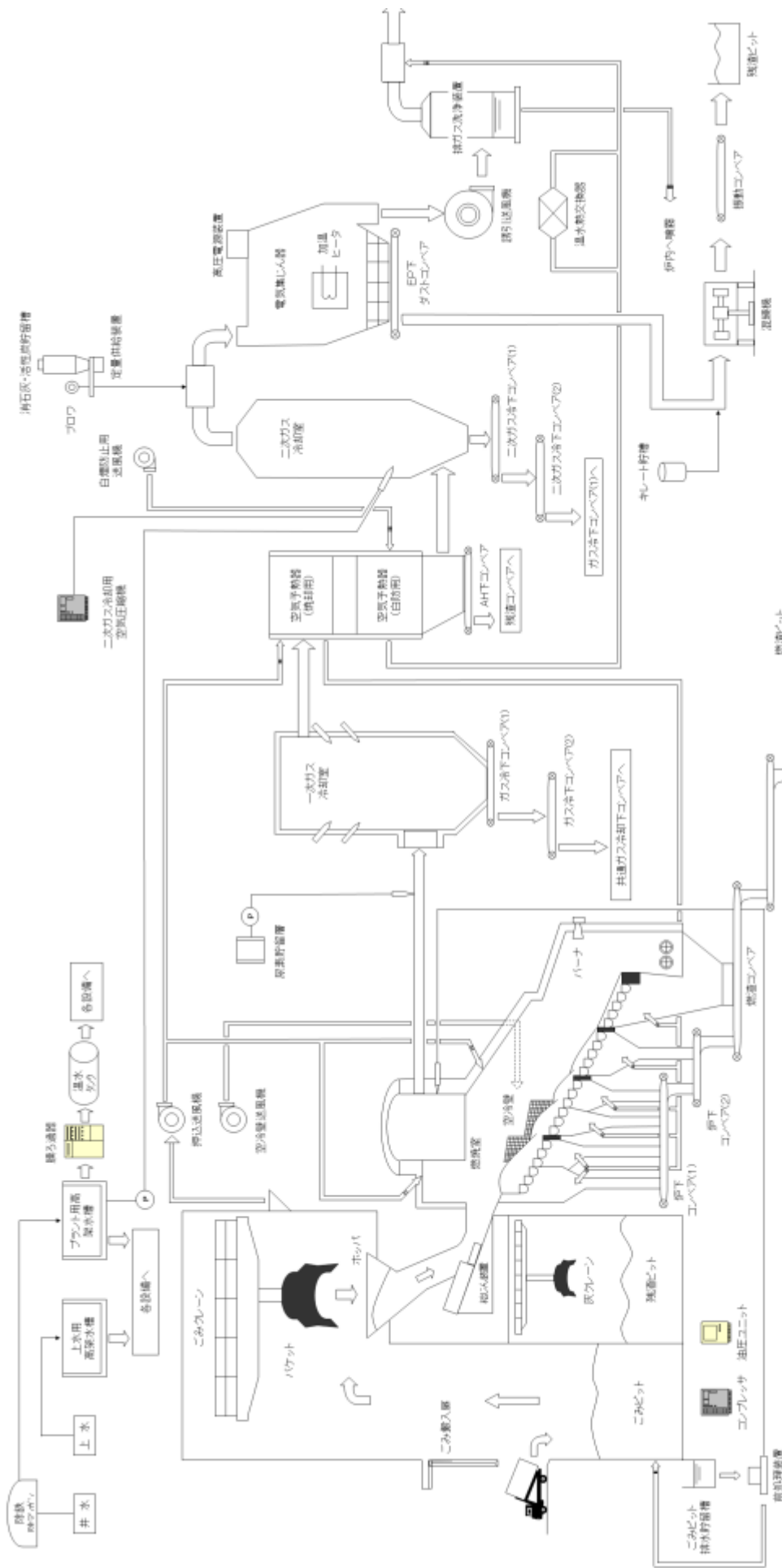
表 11.3.1 寝屋川市クリーンセンターにおける排ガス測定結果 (平均値) の推移

年 度	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m ³ N)
平成 22 年度	0.013	1.72	79	36
平成 23 年度	0.030	1.21	47	91
平成 24 年度	0.030	1.16	48	55
平成 25 年度	0.049	1.22	60	85
平成 26 年度	0.053	0.789	49	57

表 11.3.2 寝屋川市クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定結果の推移

年 度	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
平成 22 年度	0.17	0.21	0.0083
平成 23 年度	0.20	0.26	0.0087
平成 24 年度	0.19	0.84	0.0043
平成 25 年度	0.24	0.90	0.0036
平成 26 年度	0.22	2.2	0.018

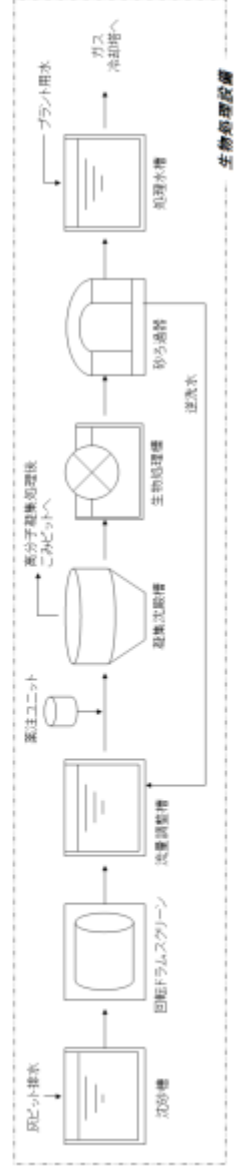
・可燃ごみの処理



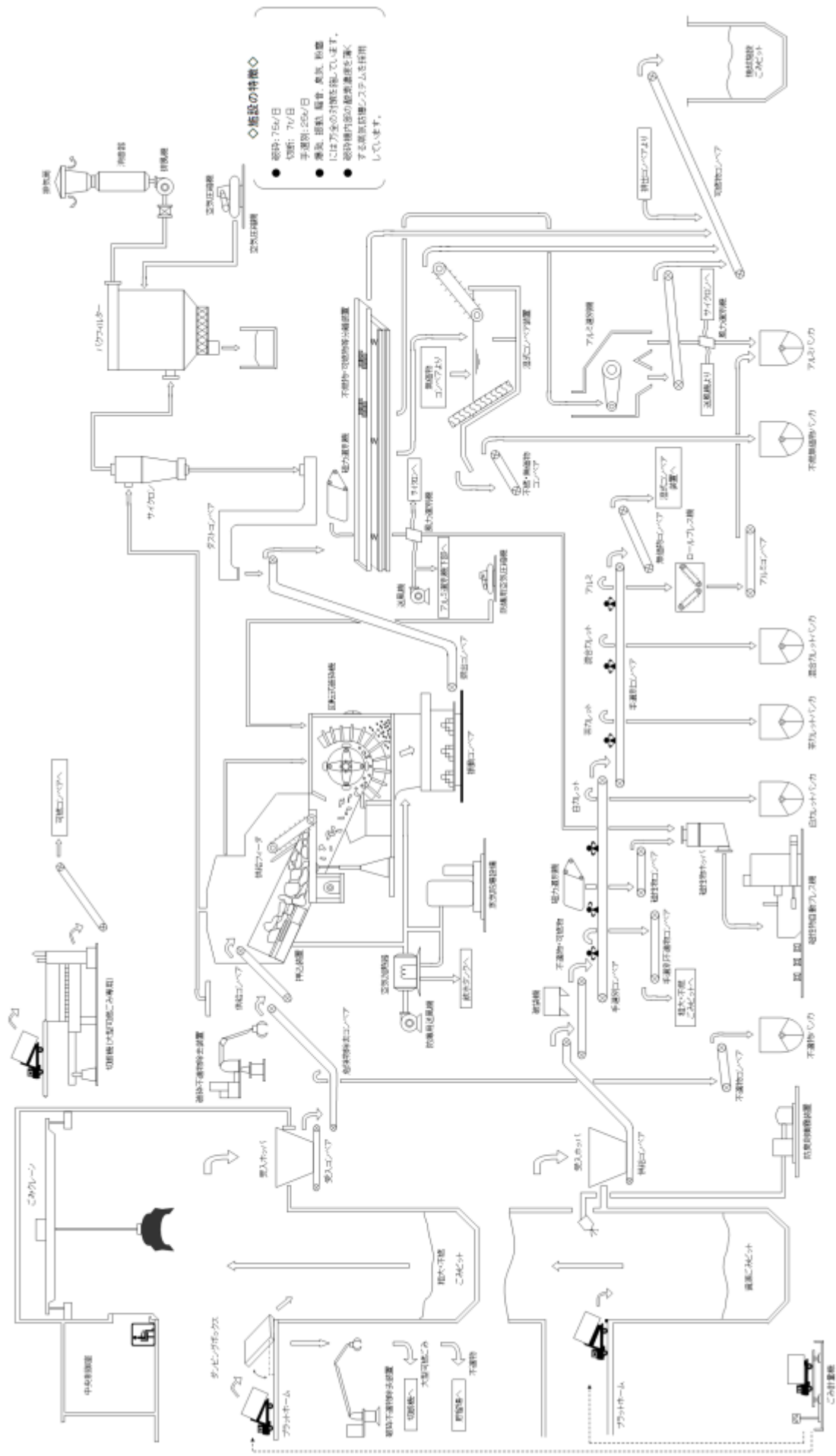
◇施設の特徴◇

- 排気能力 180t/日 x 2基
- 竣工 昭和55年9月
- 電気集塵器でチリを取り、排ガス洗浄装置で有害ガスを取り除きます。
- におい、排水を外に出さないシステムを採用しています。
- ダイオキシン類対策に伴う燃焼管理等の重要(燃焼温度900℃以上)を図っています。

燃焼室及び炉灰は、重金属処理前にて重金属の溶出防止処理をした後、埋立処分しています。



・粗大・不燃・資源ごみの処理



(4) し尿

表 11.4.1 くみ取り・浄化槽・下水道人口の推移

年 度	くみ取り (人)	浄化槽 (人)	下水道 (人)
平成 22 年度	4,098	4,536	233,953
平成 23 年度	2,389	4,041	236,266
平成 24 年度	1,550	3,807	236,730
平成 25 年度	1,360	4,166	235,477
平成 26 年度	1,314	4,625	234,121

表 11.4.2 し尿収集処理量の推移

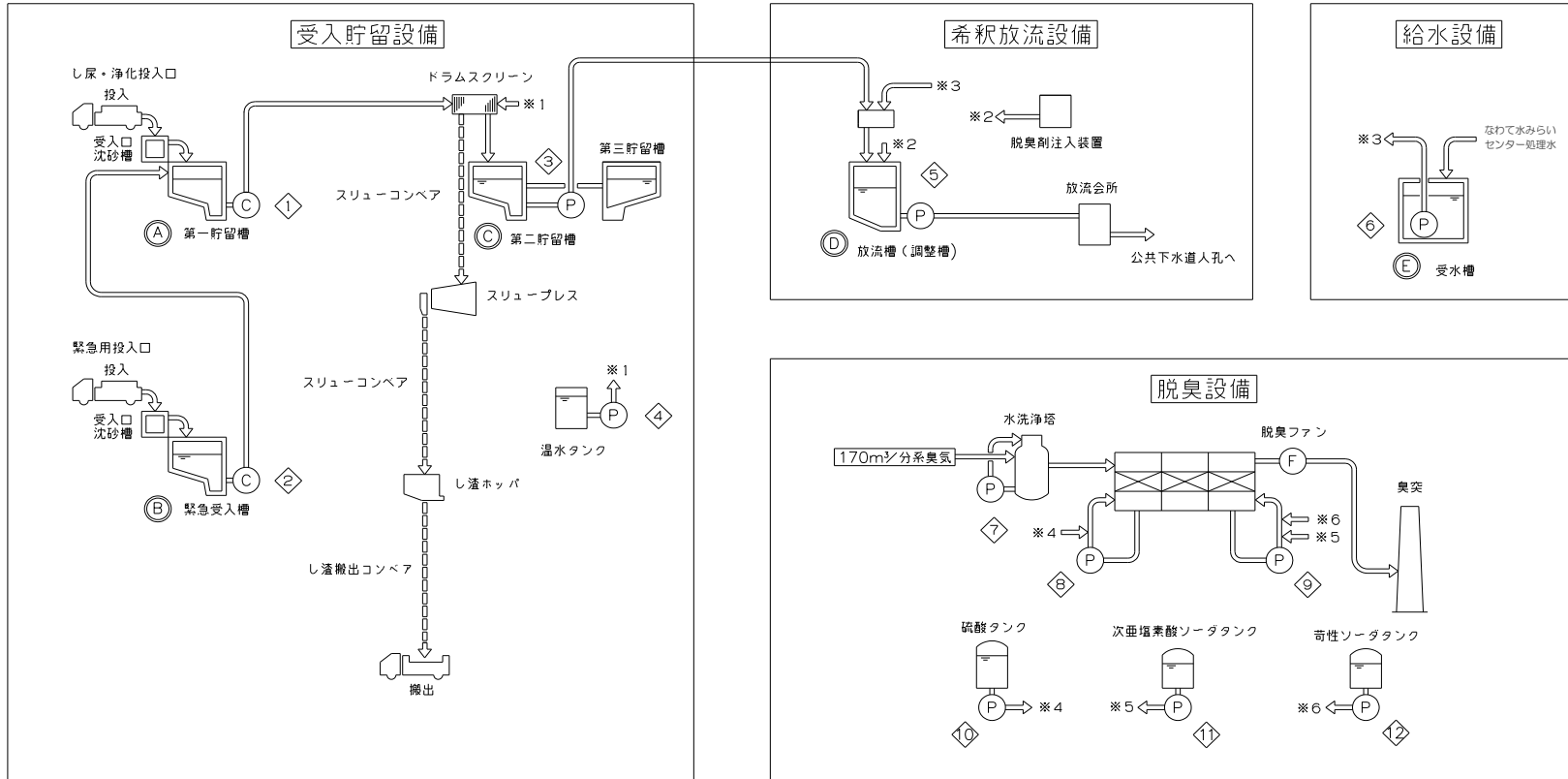
年 度	し 尿 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)	合 計 (kℓ)
平成 22 年度	3,121	1,962	5,083
平成 23 年度	3,060	2,021	5,081
平成 24 年度	2,969	1,659	4,645
平成 25 年度	2,466	1,636	4,102
平成 26 年度	2,158	1,428	3,586

(5) し尿処理施設

表 11.5.1 寝屋川市緑風園における排水測定結果(平均値)の推移

年 度	水素イオン 濃度 (指数)	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	磷含有量 (mg/ℓ)
平成 22 年度	7.2	113	232	57.3	5.90
平成 23 年度	7.2	127	184	52.5	9.90
平成 24 年度	7.3	123	211	53.5	7.52
平成 25 年度	7.4	115	155	64.1	7.42
平成 26 年度	7.4	87	139	46.6	6.49

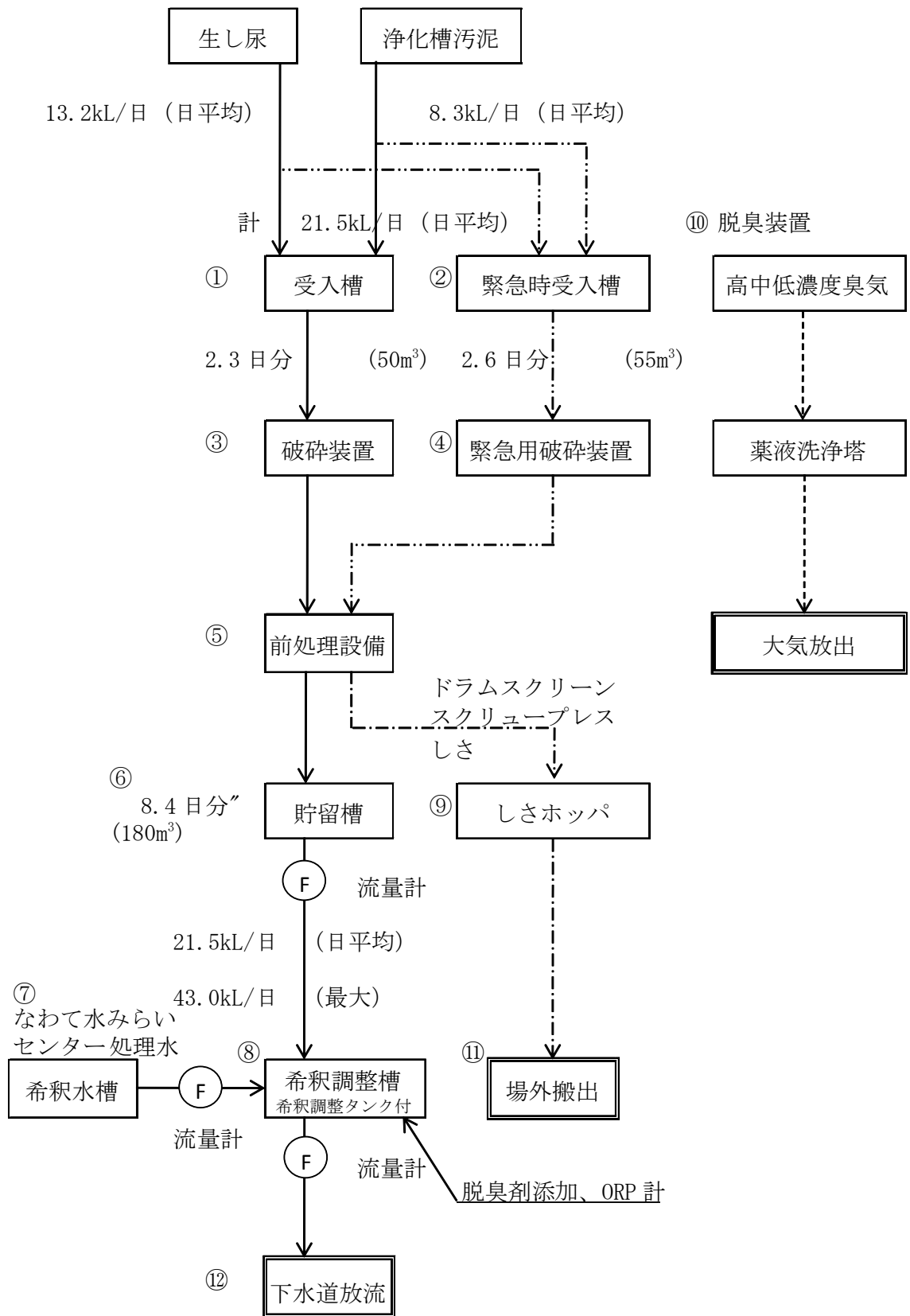
公共下水道放流フローシート



凡 例

①	破砕機ポンプ	⑥	希釈ポンプ	⑪	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	Ⓒ	第三貯留槽(予備槽)
②	破砕機ポンプ	⑦	循環ポンプ	⑫	苛性ソーダ注入ポンプ	Ⓓ	放流槽
③	移送ポンプ	⑧	酸循環ポンプ	Ⓐ	第一貯留槽	Ⓔ	受水槽(工業用水)
④	温水洗浄ポンプ	⑨	アルカリ循環ポンプ	Ⓑ	緊急用受入槽		
⑤	放流ポンプ	⑩	硫酸注入ポンプ	Ⓒ	第二貯留槽		

公共下水道放流フローシート



放流量

$$21.5\text{kL}/\text{日} \times (1 + 18) = 408.5\text{m}^3/\text{日} \text{ (日平均)}$$

$$21.5\text{kL}/\text{日} \times (1 + 18) \times 2 = 817.0\text{m}^3/\text{日} \text{ (最大)}$$

12. 環境の苦情・陳情

(1) 公害

表 12.1.1 公害苦情件数

	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成 22 年度	51	19	72	9	24	13	188
平成 23 年度	37	16	59	5	24	10	151
平成 24 年度	52	23	52	9	13	4	153
平成 25 年度	44	13	44	10	23	4	138
平成 26 年度	39	19	49	7	13	5	132

表 12.1.2 立入検査等回数

	大気 汚染	水質 汚濁	下水	騒音	振動	悪臭	土壌	その他
平成 22 年度	103	28	75	113	12	18	4	2
平成 23 年度	145	44	97	131	8	9	12	0
平成 24 年度	151	55	89	69	11	20	1	3
平成 25 年度	166	40	89	68	17	23	3	6
平成 26 年度	153	47	94	117	8	9	1	3

※水質汚濁・下水・水道は採水検査を含む。

(2) 公害以外

表 12.2.1 その他公害以外の苦情・相談件数

	空き地	空き家	犬	そ族昆虫
平成 22 年度	40	45	332	142
平成 23 年度	53	37	332	107
平成 24 年度	46	46	305	213
平成 25 年度	34	51	295	158
平成 26 年度	34	37	276	174

13. 環境啓発と学習

(1) 環境美化の推進

表 13.1.1 駅前啓発の実施状況の推移

	延べ参加人数			歩行喫煙中止率		
	職 員	推進員	合 計	啓発件数	中止件数	中止率
平成 22 年度	164 人	246 人	410 人	88 回	63 回	71.6%
平成 23 年度	208 人	241 人	449 人	61 回	48 回	78.7%
平成 24 年度	230 人	303 人	533 人	56 回	31 回	55.4%
平成 25 年度	168 人	200 人	368 人	58 回	50 回	86.2%
平成 26 年度	200 人	275 人	475 人	38 回	36 回	94.7%

表 13.1.2 駅前定点調査結果の推移

	寝屋川市駅	香里園駅	萱 島 駅	東寝屋川駅	合 計
平成 22 年度	568 本	577 本	470 本	349 本	1,964 本
平成 23 年度	484 本	541 本	609 本	626 本	2,260 本
平成 24 年度	459 本	474 本	472 本	561 本	1,966 本
平成 25 年度	479 本	550 本	345 本	605 本	1,979 本
平成 26 年度	410 本	445 本	440 本	380 本	1,675 本

(2) こどもエコ・クラブ

表 13.2.1 こどもエコ・クラブ登録団体数及び人数

年 度	団体数	人 数		
		会 員	サポーター	合 計
平成 22 年度	2	57 人	6 人	63 人
平成 23 年度	登録なし	-	-	-
平成 24 年度	登録なし	-	-	-
平成 25 年度	登録なし	-	-	-
平成 26 年度	登録なし	-	-	-

(3) 出前講座

表 13.3.1 出前講座開催状況の推移

年 度	講 座 内 容	開催回数	参加人数
平成 22 年度	私達の住むねやがわの環境	3 回	53 人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	0 回	0 人
	環境家計簿記入講座（家庭から地球温暖化防止対策を進めよう）	0 回	0 人
	美しいまちをめざして	5 回	186 人
	合 計	8 回	239 人
平成 23 年度	私達の住むねやがわの環境	3 回	147 人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	1 回	20 人
	美しいまちをめざして	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	0 回	0 人
	合 計	4 回	167 人
平成 24 年度	私達の住むねやがわの環境	0 回	0 人
	あなたが主役環境にやさしい生活行動（地球と仲よくする方法）	1 回	20 人
	美しいまちをめざして	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	1 回	17 人
	合 計	2 回	37 人
平成 25 年度	私達の住むねやがわの環境	0 回	0 人
	地球温暖化ってなに？	1 回	23 人
	美しいまちをめざして	0 回	0 人
	ねやがわの生物多様性	0 回	0 人
	合 計	1 回	23 人
平成 26 年度	地球温暖化ってなに？	3 回	132 人
	つくろう！美しいまち	1 回	23 人
	ねやがわの生物多様性	1 回	25 人
	合 計	5 回	180 人

14. 地球環境

(1) 地球温暖化対策

表 14.1.1 寝屋川市役所の温室効果ガス別排出量の推移 (単位：t)

	平成 21 年度 (基準年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二酸化炭素	23,704	23,161 (▲ 2.3%)	23,399 (▲ 1.3%)	23,222 (▲ 2.0%)	22,953 (▲ 3.2%)
メタン	1,498	1,491 (▲ 0.5%)	1,473 (▲ 1.7%)	1,451 (▲ 3.1%)	1,412 (▲ 5.7%)
亜酸化窒素	1,083	1,070 (▲ 1.2%)	1,073 (▲ 0.9%)	1,059 (▲ 2.2%)	1,029 (▲ 5.0%)
HFC	3,725	2,672 (▲ 28.3%)	2,418 (▲ 35.1%)	2,360 (▲ 36.6%)	2,360 (▲ 36.6%)
総排出量	24,793	24,235 (▲ 2.3%)	24,476 (▲ 1.3%)	24,284 (▲ 2.1%)	23,986 (▲ 3.3%)

※各年度の()内は、平成 21 年度比の増減

表 14.1.2 寝屋川市役所の活動区分別温室効果ガス排出量の推移 (単位：t)

	平成 21 年度 (基準年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
燃料の使用	2,501	2,428 (▲ 2.9%)	2,758 (10.3%)	2,840 (13.6%)	2,807 (12.2%)
電気の使用 (施設)	4,976	4,950 (▲ 0.5%)	4,781 (▲ 3.9%)	4,730 (▲ 4.9%)	4,924 (▲ 1.1%)
電気の使用 (事務所等)	3,936	3,906 (▲ 0.7%)	3,880 (▲ 1.4%)	3,848 (▲ 2.2%)	3,722 (▲ 5.4%)
廃棄物の処理	12,788	12,410 (▲ 3.0%)	12,547 (▲ 1.9%)	12,352 (▲ 3.4%)	12,036 (▲ 5.9%)
自動車の使用	588	538 (▲ 8.5%)	506 (▲ 13.9%)	513 (▲ 12.8%)	494 (▲ 15.8%)
その他	4,450	2,818 (▲ 36.7%)	2,529 (▲ 43.2%)	2,462 (▲ 44.7%)	2,531 (▲ 43.1%)
温室効果ガス 総排出量	24,793	24,235 (▲ 2.3%)	24,476 (▲ 1.3%)	24,284 (▲ 2.1%)	23,986 (▲ 3.3%)

※各年度の()内は、平成 21 年度比の増減

表 14.1.3 市域における二酸化炭素排出量の推移

※各欄上段は電力の二酸化炭素排出係数を平成2年度のものに固定して算出した場合の数値、
下段の括弧内は各年度の電力の二酸化炭素排出係数（表中最下行）を用いた場合の数値

	平成2年度 (t-CO ₂)	平成21年度 (t-CO ₂)	平成22年度 (t-CO ₂)	平成23年度 (t-CO ₂)	平成24年度 (t-CO ₂)	平成25年度 (t-CO ₂)	対平成2年度 (基準年)比
産業部門	198,253	110,136 (91,811)	115,736 (100,027)	128,321 (143,728)	98,285 (118,547)	93,619 (120,054)	-52.8% (-39.4%)
民生家庭部門	245,946	284,383 (240,781)	298,859 (260,628)	291,068 (321,604)	287,593 (347,068)	265,560 (343,890)	+8.0% (+39.8%)
民生業務部門	81,816	165,088 (132,859)	175,953 (147,072)	170,866 (193,382)	187,773 (238,896)	181,544 (248,329)	+121.9% (+203.5%)
運輸部門	300,411	280,766 (279,624)	236,240 (239,907)	232,601 (233,349)	232,491 (233,942)	236,254 (238,148)	-21.4% (-20.7%)
廃棄物部門	26,815	17,191	16,709	16,995	17,108	17,030	-36.5%
合計	853,241	857,564 (762,266)	843,497 (764,343)	839,851 (909,058)	823,250 (955,561)	794,007 (967,451)	-6.9% (+13.4%)
対平成2年度 (基準年)比	—	+0.5% (-10.7%)	-1.1% (-10.4%)	-1.6% (+6.5%)	-3.5% (+12.0%)	-6.9% (+13.4%)	—
人口(人)	258,721	243,217	242,342	242,921	242,766	241,571	-6.6%
世帯数	88,396	105,943	106,341	107,456	107,575	107,926	+22.1%
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) <small>※クレジット等反映後</small>	0.353	0.265	0.281	0.414	0.475	0.516	+46.2%

※人口・世帯数は寝屋川市統計書より抜粋した各年度10月1日現在のものです。

※各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、値が変更される場合があります。

15. 生物多様性

(1) 自然環境教室

表 15.1.1 自然環境教室の取組状況の推移

年 度	月 日	行 事	場 所	講 師	参加人数
平成 22 年度	6 月 5 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	71 人
	11 月 7 日	トンブリ調査	寝屋川公園	山田晃さん、渡辺俊之さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	82 人
	1 月 16 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	42 人
平成 23 年度	6 月 4 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	51 人
	7 月 3 日	水生生物調査	寝屋川公園内打上川	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	81 人
	1 月 22 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	50 人
平成 24 年度	5 月 26 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	58 人
	11 月 3 日	トンブリ調査	寝屋川公園	山田晃さん、渡辺俊之さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	65 人
	1 月 20 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	27 人
平成 25 年度	6 月 1 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	62 人
	7 月 7 日	水生生物調査	寝屋川公園	新城賢浩さん（水辺に親しむ会）	35 人
	11 月 3 日	トンブリ調査	寝屋川公園	山田晃さん、渡辺俊之さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	49 人
	1 月 19 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	26 人
平成 26 年度	6 月 7 日	メダカ調査	寝屋川観音橋	玉井理恵さん（水辺に親しむ会）	23 人
	7 月 6 日	水生生物調査	寝屋川公園	玉井理恵さん（水辺に親しむ会）	41 人
	11 月 2 日	トンブリ調査	寝屋川公園	山田晃さん、渡辺俊之さん （寝屋川市自然を学ぶ会）	43 人
	1 月 18 日	野鳥観察会	打上川治水緑地	日本野鳥の会	37 人

表 15.1.2 確認された野鳥の推移

平成 23 年 1 月 16 日 (平成 22 年度)						36 種類
アイガモ	アオサギ	アメリカヒドリ	イソシギ	カイツブリ	カルガモ	カワウ
カワセミ	カワラヒワ	キジバト	ケリ	コガモ	コサギ	シジュウカラ
ジョウビタキ	スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハイタカ
ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒクイナ	ヒドリガモ
ヒレンジャク	ヒヨドリ	ビンズイ	マガモ	マヒワ	ムクドリ	メジロ
モズ						
平成 24 年 1 月 22 日 (平成 23 年度)						34 種類
アイガモ	アオサギ	アオジ	イソシギ	ウグイス	オカヨシガモ	オオバン
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キセキレイ	キジバト
ケリ (鳴き声)	コガモ	コゲラ	コサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ	スズメ
セグロセキレイ	ツグミ	ドバト	ハイタカ	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ムクドリ	モズ	
平成 25 年 1 月 20 日 (平成 24 年度)						37 種類
アイガモ	アオサギ	アオジ	イソシギ	ウグイス	オオジュリン	オオバン
カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キセキレイ	キジバト
ケリ	コガモ	コゲラ	コサギ	ゴイサギ	シジュウカラ	ジョウビタキ
スズメ	セグロセキレイ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス
ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マヒワ	ムクドリ	メジロ
モズ	ヨシガモ					
平成 26 年 1 月 19 日 (平成 25 年度)						29 種類
アイガモ	アオサギ	オオバン	カイツブリ	カルガモ	カワウ	カワセミ
カワラヒワ	キジバト	ケリ	ゴイサギ	コガモ	コゲラ	コサギ
スズメ	セグロセキレイ	タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ
ハシブトガラス	ハシボソガラス	バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	マガモ	ムクドリ
モズ						
平成 27 年 1 月 18 日 (平成 26 年度)						37 種類
アイガモ	アオサギ	アオジ	イソヒヨドリ	オオバン	カイツブリ	カシラダカ
カルガモ	カワウ	カワセミ	カワラヒワ	キジバト	キセキレイ	ケリ
コガモ	コサギ	ジョウビタキ	シロハラ	スズメ	セグロセキレイ	ダイサギ
タシギ	ツグミ	ドバト	ハクセキレイ	ハシビロガモ	ハシブトガラス	ハシボソガラス
バン	ヒドリガモ	ヒヨドリ	ホシハジロ	マガモ	ムクドリ	メジロ
モズ	ヨシガモ					

表 15.1.3 確認された水生生物

年 度	調査日	河 川	いきものの種類と数		
			メダカ	カダヤシ	その他のいきもの
平成22年度	6月5日	寝屋川	0	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・カエル・カダヤシ・コイ・シジミ・スジエビ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・モツゴ・ヤゴ
平成23年度	6月4日	寝屋川	1	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・オイカワ・オケラ・メダカ・カダヤシ・クサガメ・コイ・シジミ・スジエビ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシippアカミミガメ・モツゴ・ヤゴ
	7月3日	打上川	1	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・カダヤシ・カワニナ・コオイムシ幼虫・シジミ・タニシ・トノサマガエルオタマジャクシ・ヌマエビ・ヌマガエル・ヌマムツ・ハグロトンボヤゴ・フナ・ブラックバス・ブルーギル・ミシシippアカミミガメ・メダカ・モツゴ・ヨシノボリ
平成24年度	5月26日	寝屋川	2	10以上	アメリカザリガニ・オイカワ・カダヤシ・クサガメ・スジエビ・タイワンシジミ・テナガエビ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシippアカミミガメ・メダカ・モツゴ・ヤゴ
平成25年度	6月1日	寝屋川	0	0	アメリカザリガニ・アメンボ・イトトンボヤゴ・オイカワ・コイ・スジエビ・タウナギ・テナガエビ・ドジョウ・ヌマエビ・ハグロトンボヤゴ・フナ・モツゴ・ヨシノボリ
	7月7日	打上川	5	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・カダヤシ・ギンブナ・タニシ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・マツモムシ・メダカ・モノアラガイ・ヤゴ
平成26年度	6月7日	寝屋川	0	10以上	アメンボ・オイカワ・カダヤシ・カワトンボヤゴ・コイ・シジミ・スジエビ・タウナギ・タニシ・タモロコ・ドジョウ・ヌマエビ・フナ・ブルーギル・ミシシippアカミミガメ・モツゴ・ヨシノボリ
	7月6日	打上川	10以上	10以上	アメリカザリガニ・アメンボ・イトトンボヤゴ・ウシガエル・ウシガエルオタマジャクシ・オイカワ・カダヤシ・カワニナ・コオイムシ・シジミ・スジエビ・トノサマガエル・ヌマエビ・ヌマガエル・ヒメダカ・フナ・マツモムシ・メダカ・モツゴ・モノアラガイ・ヨシノボリ

16. 用語の解説

【あ行】

◇亜鉛 (Zn)

亜鉛の化合物には塩化亜鉛、炭酸亜鉛、酸化亜鉛等があり、防錆、電池、ボイラーの防食等の用途がある。亜鉛は、生物にとって必須元素であるが、多量に摂取すれば障害を起こす。

◇アスベスト (石綿)

天然に産する鉱物群を繊維状にしたもので、高い張力と柔軟性を持つ、絹糸状光沢の特異な繊維状集合を成すものの俗称。耐熱性、防織性、経済性等に優れていることから、建築物の耐火被覆材、保温材等に使われている。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO (世界保健機関) ではアスベストを発ガン物質と断定。このため、現在では、0.1%重量超石綿含有製品の製造等が禁止となっている。

◇アルキル水銀 (R-Hg)

水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のマヒなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は、化学工場、乾電池製造など。

◇暗騒音

ある音を測定対象とした場合の、対象の音以外の音のこと。

◇硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する物質をいい、主なものとしては、二酸化硫黄 (SO₂ 亜硫酸ガス) と三酸化硫黄 (SO₃ 無水硫酸) とがあり、大気汚染の原因の部分は、亜硫酸ガスによるものと考えられている。刺激性が強く 1~10ppm 程度で呼吸器機能に影響を及ぼし、ときには感冒症候群、気管支喘息、咽喉頭炎などの障害を起こしたりもする。主な発生源は、重油燃焼ボイラー、硫黄製造工場、ごみ焼却場などがある。

◇一酸化炭素 (CO)

空気と混合拡散しやすい無色無臭の気体で炭素又は炭素化合物が不完全燃焼するか炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに発生するもので、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の呼吸を阻害し、ひどいときには窒息に至る。

◇一酸化窒素 (NO)

銅に希硝酸を作用させると生じる、無色・無臭の気体。水に溶けにくく、空気よりやや重い。有機物の燃焼過程で生成し、酸素に触れると直ちに酸化されて二酸化窒素になる。硝酸の製造原料。光化学スモッグの成因に関連する。酸化窒素とも言う。

◇塩化水素 (HCl)

無色の刺激性の強いガス体で、空気より重く、水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐食性質としてあらわれる。人体に対し腐食性毒として働き、5ppm で鼻粘膜に明確な刺激がある。

◇オゾン (O₃)

紫外線・X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。特有の青色の気体で熱・光によって分解されやすく強い酸性があり、吸引すると呼吸困難等を起こす。対流圏のオゾンは、オキシダントの主成分であり、成層圏のオゾンは、太陽からの有害紫外線を遮断している。

◇音圧レベル

音圧の大きさを基準値との比の常用対数によって表現した量 (レベル) で、単位はデシベル (dB) が用いられる。

◇温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、2013年からの第二約束期間で追加された三フッ化窒素の7物質が

温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

◇化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で酸化したときに消費する酸素量を表したものである。酸化剤としては、一般的に過マンガン酸カリウムが使われる。

◇カドミウム（Cd）

カドミウムの化合物には塩化カドミウム、酸化カドミウム、炭酸カドミウム等があり、摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、カルシウムが失われて骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、メッキ工場、電子機器製造業、電池の製造業など。富山県神通川流域に発生したイタイタイ病はこのカドミウムが原因である。

◇環境アセスメント（環境影響評価）

環境に影響を及ぼす恐れのある事業の計画案の決定に先立ち、社会的に開かれた手続きのもとでその影響の程度等を事前に調査、予測評価し、計画案の決定に反映させる手続きのこと。

◇環境基本計画

環境基本法で、環境の保全に関する多様な施策を、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するため、政府の環境保全に関する施策の基本的な計画を、内閣総理大臣が中央環境審議会の意見を聞いて、閣議決定により定めると規定しているもの。

◇逆転層

通常、空気の温度は地表付近が上方と比べ高くなるが、冬などで地表付近の温度が低く、上方の温度のほうが高くなり逆転している空気の層のこと。空気の対流が起きにくく、大気汚染物質が拡散しにくくなる。

◇光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽からの強い紫外線を浴びると光化学反応を起こし、オゾンを中心とする酸化性物質が発生する。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称で目に痛みを覚えたり、呼吸器等に悪影響を及ぼしたりする。

◇公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路、その他公共の用に供される水路のうち、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除いたもの。

【さ行】

◇酸性雨

化石燃料の燃焼によって出された硫黄酸化物と窒素酸化物などが雨に溶け込み、硫酸や硝酸となって雨や雪と共に降ること。普通の雨がpH5～6なのに対し、pH2～4の強い酸性を示す。皮膚が刺激されるほか、森林は枯れ死に、湖沼が酸性化されて魚類が死滅したり、建物が溶けたりする。

◇シアン（CN）

青酸カリなどで知られる有害な物質で、シアンが作用すると組織内窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源は、メッキ工場、製鉄所、化学工場など。

◇四塩化炭素（CCl₄）

無色、不燃性で水に難溶性の液体であり、フロン11、フロン12などの製造原料。大気中の寿命はきわめて長く、特定フロンと同程度のオゾン破壊能力がある。日本では1989年当時に約57,000トン生産されていたが、1990年に開かれたモントリオール議定書の締約国会合で規制物質に取り上げられたことから、1995年末までに四塩化炭素の生産は停止された。また開発途上国に対しても、2010年までに全廃することとしている。

◇1,4-ジオキサン

無色透明の液体で、抽出・精製・反应用溶剤として用いられている有機化合物。有機溶媒や溶剤として使用されている。

◇1,3-ジクロロプロペン

淡黄色の液体で、水に溶けにくく、揮発性がある。有機塩素系殺虫剤の有効成分で、土

壤中の害虫防除に使われている農薬である。

◇ジクロロメタン

塗料の剥離剤、脱脂洗浄剤、冷媒などに用いられる有機塩素化合物。無色透明で芳香臭があり、水に溶けにくく揮発性がある。多くの有機化合物を溶解するため工業的にはよく用いられるが、自然界では分解しにくい。

◇水銀 (Hg)

常温で唯一、液体の金属。湿った空気中で酸化物になりやすく有毒である。神経系をおかし、手足のふるえをおこしたり、言語障害、食欲不振、聴力・視力の減退をもたらしたりする。

◇水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であって、pH7は中性を、それ以上は、アルカリ性、それ以下は酸性となる。

◇生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川中の汚染物質が水中の微生物により酸化され、炭酸ガスなどに分解されるとき、微生物が必要とする酸素量をいい、数値が高いほど水質汚濁の著しいことを示す。

◇セレン (Se)

コピー機の感光ドラムや太陽電池などに使われる非金属元素。銅精錬やスクラップ精錬に伴って生産され、日本は世界で最大の生産国になっている。セレンは人間にとって必須元素であり、抗酸化作用があるが、過剰な摂取は健康に影響を及ぼす。

◇総水銀 (T-Hg)

有機水銀と無機水銀の総称。有機水銀に比べ、無機水銀は一応人体には無毒とされているものの、自然界で有機水銀化するとの見解があることから、一括して規制されている。

◇総量規制

一定地域内の汚濁(汚染)物質の総排出量を環境保全上許容できる限度にとどめるよう、工場等の汚濁(汚染)物質の許容排出量を定めて規制する方法をいう。寝屋川市においては、大気関係では窒素酸化物、硫黄酸化物、水質関係では化学的酸素要求量、窒素、リンについて総量規制が実施されている。

【た行】

◇ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBの総称。ものの燃焼等の過程で非意図的に生成する物質であり、発ガン性、生殖毒性など多岐にわたる毒性がある。

◇大腸菌群数 (E. Coli)

大腸菌は人等動物の腸管内の常在菌であり、本来有害なものではないが、水中で検出されるということは、し尿汚染の可能性が高いため有害な病原菌の存在の可能性があるので水質汚濁の指標とされている。また大腸菌群とはグラム陰性、無芽胞性の桿菌で乳糖を分解してガスを発生する、すべての好気性及び通性嫌気性の菌の総称である。

◇炭化水素 (HC)

炭素と水素からなる化合物の総称。光化学スモッグの原因の一つとされており、炭化水素の一種であるメタンは地球温暖化の一因にもなっているといわれる。人為的発生源は、印刷、塗料、金属の脱脂、クリーニング用溶剤、接着剤等の製造工場、自動車の排気ガス等がある。

◇地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。

◇窒素

肥料の三要素の一つで、リンとともに湖沼など閉鎖性水域の富栄養化の原因物質である。水中では、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素等いろいろな形態で存在し、海域及び湖沼では、全窒素として環境基準が設定されている。

◇窒素酸化物 (NOx)

窒素の酸化物の総称で、自動車の排気ガス、重油・石炭、ボイラー等の燃焼過程で発生し、

一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）が大部分をしめている。NOは刺激性がないものの、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し中枢神経に作用する。またNO₂は粘膜刺激性があり、呼吸器に影響を与える。

◇直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

家庭用及び業務用の合成洗剤として使用されており、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や、農薬などの乳化剤に使用されている。

◇低公害車

既存の燃料（ガソリン・軽油）を使用する車と比較して、排出ガスがないか、又はその量が相当少ない自動車を指し、電気自動車やハイブリット自動車、天然ガス自動車などがある。

◇低周波音

人の耳では聞き取りにくいような低い周波数の空気振動のことを言う。低周波空気振動は、騒音と比べ、障壁による遮音効果や解析による減衰が小さく、身体的影響等についても未知な部分が多い。

◇テトラクロロエチレン

脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、フロン113の原料、医薬品や香料などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発性があり、燃えにくい。生分解性は低く、土壌中では酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

◇等価騒音レベル（Leq）

測定時間内の騒音の総エネルギーを時間平均した値のこと。

◇特定建設作業

建築工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業のこと。騒音規制法及び振動規制法において定められており、作業実施前に届出が必要。

◇1,1,1-トリクロロエタン

金属の常温洗浄、蒸気洗浄やドライクリー

ニング用溶剤に用いられる有機塩素化合物。無色透明の芳香臭のある液体で、燃えにくく、揮発性があり、水に溶けにくい。また水より重く、有機物含有量の多い土壌に吸着するが、一般には吸着しにくい。生分解性は低く、大気中では比較的安定しており、オゾン層破壊の原因物質のひとつと考えられている。

◇1,1,2-トリクロロエタン

溶剤、塩化ビニリデンの原料、接着剤やラッカーなどの生産に用いられる有機塩素化合物。無色の液体で水に溶けにくく揮発性があり、水より重く、土壌に吸着されにくく生分解性は低い。

◇トリクロロエチレン

機械器具部品の脱脂洗浄剤や溶剤などに用いられる有機塩素化合物。無色透明の液体で水に溶けにくく、揮発しやすい。水より重く、有機物含有量が多い土壌には吸着するが、一般には吸着しにくく、地下に浸透する。生分解性は低く、土壌中では、酸素のない嫌気状態でゆっくり分解する。

【な行】

◇鉛（Pb）

酸化鉛、塩化鉛、有機鉛化合物等がある。大量に体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉等が現れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合は、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な用途は、顔料、鉛電池などがある。

◇二酸化硫黄（SO₂）

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こし、また酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

◇二酸化炭素（CO₂）

化石燃料などの炭素を含む化合物が燃えることで発生するガス。大気中以外にも鉱泉中にも含まれることが多い。地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの代表格とされている。

◇二酸化窒素（NO₂）

空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによ

り発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。

◇ノニルフェノール

界面活性剤の合成原料であり、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤に用いられる。

【は行】

◇微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径が2.5μm以下のものをいう。微小なため肺や気管等の深部に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。

◇ヒ素（As）

一般に毒性が強く、嘔吐、下痢、脱水症状などを起こし、多量に摂取すると血便、血圧降下、けいれんなどにより死亡することもある。また長期にわたって少量ずつ摂取すると、知覚障害、皮膚障害、肝臓肥大、貧血などを起こし、循環器障害で死亡する。

◇非メタン炭化水素

非メタン炭化水素自動測定機で得られたメタン以外の炭化水素の総称をいい、主な発生源は塗装施設、ガソリンスタンド、化学プラント及び自動車など。非メタン炭化水素には環境基準が設定されていないが、光化学スモッグの発生防止対策としての指針値がある。

◇浮遊物質（SS）

水中に浮遊する物質の量をいい、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることとされており、値が大きいほど水質汚濁が著しいことを意味する。

◇浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質のうち、その粒径が10μm以下のものをいい、砂塵や燃えかすの炭素等であるといわれ、鉄や鉛などの重金属も含まれている。粒径が小さいため気管、気管支、肺にまで達し、沈着するため影響が大きい。

◇ポリ塩化ビフェニル（PCB）

熱安定性、電気絶縁性、不揮発性のためその使用範囲は、熱媒体、絶縁油、コンデンサー、ノーカーボン紙などに用いられていた。カネミ油症事件の原因物質で大きな社会問題となったため、現在製造が禁止されている。

【や行】

◇要請限度

騒音規制法及び振動規制法に規定されているもので、自動車騒音・振動がこの要請限度の値を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による処置をとるように要請することができる。また、必要があると認める場合は当該道路部位分の構造改善、その他自動車騒音・振動の大きさの減少に資する事項に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる。

◇溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素の量をいい、値が小さいほど水質汚濁の著しいことを示す。魚の生息には5mg/l以上が必要といわれている。

【ら行】

◇六価クロム（Cr⁶⁺）

大量に摂取すると、おう吐、腹痛、けいれん、ショック、昏睡、尿毒症などを起こし死に至る。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫等が起こる。主に染料、染色皮革、メッキなどに使用されている。

【単 位】

1 t	:1ト	=1×10 ⁶ g	100 万倍
1 kg	:1キログラム	=1×10 ³ g	1000 倍
1 g	:1グラム	=1×10 ⁰ g	1
1mg	:1ミリグラム	=1×10 ⁻³ g	1000 分の1
1μg	:1マイクログラム	=1×10 ⁻⁶ g	100 万分の1
1pg	:1ピコグラム	=1×10 ⁻¹² g	1 兆分の1
1 ppm:			100 万分の1
1 ppb:			10 億分の1